

青森県犯罪のない 安全・安心まちづくり推進計画

第6次
2024(令和6)年度～2028(令和10)年度



2024年3月

青森県



はじめに

犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活の基盤となるものです。

青森県では、その実現に向けて、平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行するとともに、平成19年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、安全で安心なまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、本県の刑法犯認知件数は、令和3年まで19年連続で着実に減少を続けていたところですが、令和4年から増加に転じています。また、近年、犯罪が多様化・悪質化し、子どもや女性が巻き込まれる事件や幅広い年齢層を狙った巧妙な詐欺など、様々な事案が県民の身近なところで発生しています。さらに、急速に進行する人口減少や少子高齢化に伴う地域防犯活動の担い手不足などが喫緊の課題となっています。

こうした治安情勢や昨今の社会情勢の変化などを踏まえ、県では、このたび、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第6次）」を策定しました。本計画に基づき、県民の自主防犯意識の醸成や防犯活動を担う人材を育成する「ひとづくり」、子どもや高齢者などを犯罪から守る「地域づくり」、県、市町村及び県民等が連携・協力する「ネットワークづくり」を柱に、引き続き各種施策を積極的に推進していきます。

本計画を実効あるものとするためには、行政、警察、県民、事業者などが連携・協働し、一体となって取り組んでいくことが何より重要です。犯罪のない安全で安心な青森県を実現するため、皆様には、今後とも一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、計画の策定にあたり御協力を賜りました関係機関・団体の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

令和6年3月

青森県知事 宮 下 宗一郎

目 次

第 1 推進計画の基本的事項	
1 推進計画策定の趣旨	1
2 推進計画の位置付け	1
3 県民等の意見の反映	2
4 推進計画の対象	2
5 推進計画の期間	2
6 施行日	2
第 2 青森県における犯罪の発生状況	
1 刑法犯認知件数の推移及び検挙の現況	3
2 街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの認知件数の推移	4
3 特殊詐欺被害の推移	5
4 声掛け事案等の前兆事案認知件数の推移	5
5 サイバー犯罪の検挙件数と相談件数の推移	6
第 3 推進計画の目標及び基本的方向性	
1 青森県を取り巻く現状	7
2 推進計画の目標	7
3 推進計画の基本的方向性	7
4 具体的施策	8
5 数値目標の設定	8
別添 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図	10
第 4 主な取組事項	
基本的方向性 1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとつづくり	
施策 1 県民の自主防犯意識の醸成	11
施策 2 防犯活動を担う人財の育成	15
基本的方向性 2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり	
施策 3 自主的な防犯活動の促進	17
施策 4 児童等の安全確保に関する取組の推進	20
施策 5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進	26
施策 6 観光客の安全確保に関する取組の推進	29
施策 7 防犯に配慮した生活環境の整備	31
基本的方向性 3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたネットワークづくり	
施策 8 安全・安心まちづくり推進体制の整備	34
施策 9 事業者との連携	37
第 5 資料編	
1 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	40
2 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例に基づく防犯指針	
(1) 学校等における児童等の安全の確保に関する指針	44
(2) 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針	46
(3) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針	48
(4) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	57
3 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン	61
4 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱	66
5 青森県安全・安心まちづくり推進本部設置要綱	68

第 1

推進計画の基本的事項

1 推進計画策定の趣旨

県では、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、県民、事業者、行政が連携・協力して取り組むため、2006（平成18）年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

また、同条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に実行するため、2007（平成19）年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、関係機関・団体と連携を図りながら各種施策に取り組んできたところです。

2023（令和5）年度をもって第5次推進計画期間が満了となりますが、これまでの取組により、県内の刑法犯認知件数は2003（平成15）年から19年連続で減少するなど一定の成果を得ることができました。

しかしながら、2022（令和4）年から刑法犯認知件数が増加に転じていることや、特殊詐欺の被害が高齢者だけでなく幅広い世代に拡大していること、さらには人口減少や少子高齢化に伴う地域防犯活動の担い手不足が課題となっています。

こうした複雑に変化する犯罪情勢や社会情勢を踏まえ、第6次推進計画を策定するものです。

2 推進計画の位置付け

条例第8条に規定する推進計画であり、施策の方向性等、以下の内容について定めたものです。

- (1) 総合的に講ずるべき「犯罪のない安全・安心まちづくり」の推進に関する施策の大綱
- (2) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を計画的に実施するために必要な数値目標
- (3) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を計画的かつ体系的に実施するために必要な事項

【青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例】

（推進計画）

第8条 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
- (2) 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
- (3) その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

なお、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」をはじめとする関連する他の計画との整合性を図った上で、策定しています。

【青森県基本計画『青森新時代』への架け橋】

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とは、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。

（計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間です。）

3 県民等の意見の反映

この推進計画は、条例第8条第3項の規定に基づき、あらかじめ、県民等の意見を反映させるため、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」や、パブリック・コメントにおいて意見を聴いた上で策定しています。

4 推進計画の対象

この推進計画では、主として県民の日常生活で誰にでも起こりうる可能性がある犯罪や刑法犯認知件数を押し上げる犯罪等（街頭犯罪※1、侵入犯罪※2、特殊詐欺※3、脅威事犯※4、サイバー犯罪※5、万引き）を対象とし、これらに対する県民、事業者及び行政の連携・協力した取組を通じて、犯罪のない安全なまちづくりを進めます。

5 推進計画の期間

この推進計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

6 施行日

この推進計画は、2024（令和6）年4月1日から施行します。

- ※1 街頭犯罪とは、路上での自転車盗、車上ねらい、自動販売機ねらいなど、街頭で行われる犯罪の総称です。
- ※2 侵入犯罪とは、住宅、倉庫、事務所等に侵入して行われる窃盗、強盗及び不同意性交等（屋外・屋内を問わない。）をいいます。（不同意性交等は、平成28年度までは強姦、令和5年7月12日までは強制性交等。）
- ※3 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗も含む。）の総称です。
- ※4 脅威事犯とは、子ども（18歳未満）や18歳以上の女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい、待ち伏せ、接触、のぞき見、盗撮、身体露出等をいいます。（脅威事犯は、令和6年2月29日までは前兆事案。）
- ※5 サイバー犯罪とは、主にコンピューターネットワーク上で行われる犯罪の総称のことで、ホームページの改ざん・消去、ホームページ上へのわいせつ画像の掲載、掲示板での覚せい剤や禁止薬物の販売、他人のIDやパスワード等を入力して不正にアクセスする行為等をいいます。

第2

青森県における犯罪の発生状況

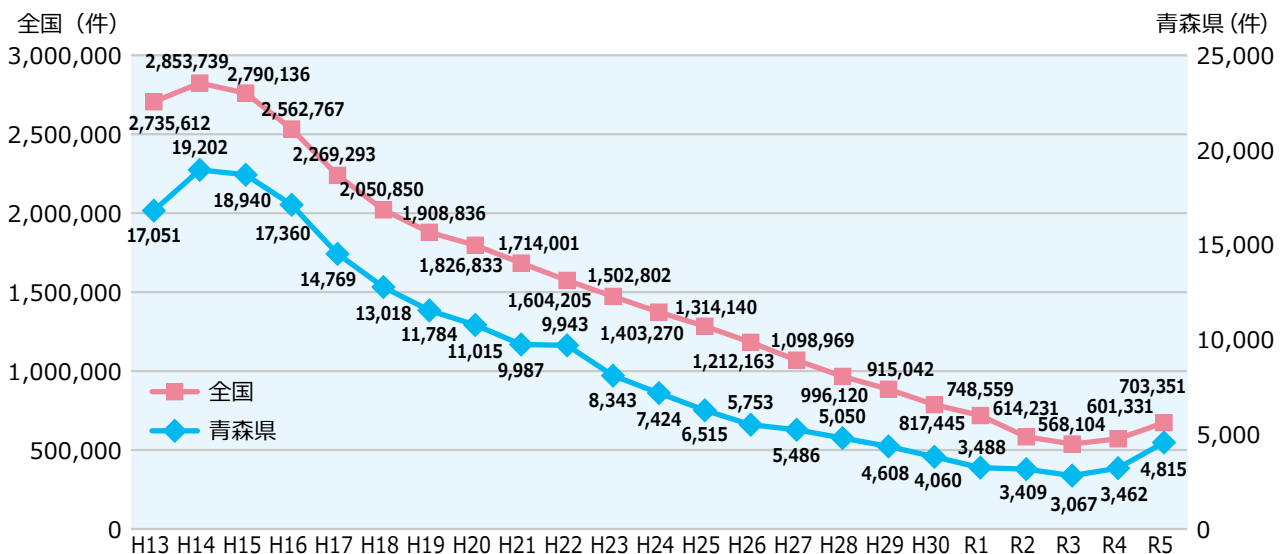
1 刑法犯認知件数の推移及び検挙の現況

全国の刑法犯認知件数は、2003（平成15）年から2021（令和3）年まで19年連続で減少しましたが、2022（令和4）年から増加に転じました。

本県においても、全国と同様に推移しており、2023（令和5）年の刑法犯認知の件数は4,815件でした。

また、本県における2023（令和5）年の刑法犯検挙率は52.9%でした。

○刑法犯認知件数の推移



(県警察本部調べ)

○青森県の刑法犯認知件数と検挙率の推移

(単位: 件、人)

件数等	年	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
認知件数		3,488	3,409	3,067	3,462	4,815
検挙件数		1,987	2,216	1,966	1,949	2,546
検挙人数		1,382	1,416	1,264	1,253	1,413
検挙率		57.0%	65.0%	64.1%	56.3%	52.9%

(県警察本部調べ)

○青森県の刑法犯認知件数の内訳 (令和5年)

(単位: 件)

件数等	罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
認知件数		49	430	2,970	535	143	688	4,815
(割合)		1.0%	8.9%	61.7%	11.1%	3.0%	14.3%	100%

(県警察本部調べ)

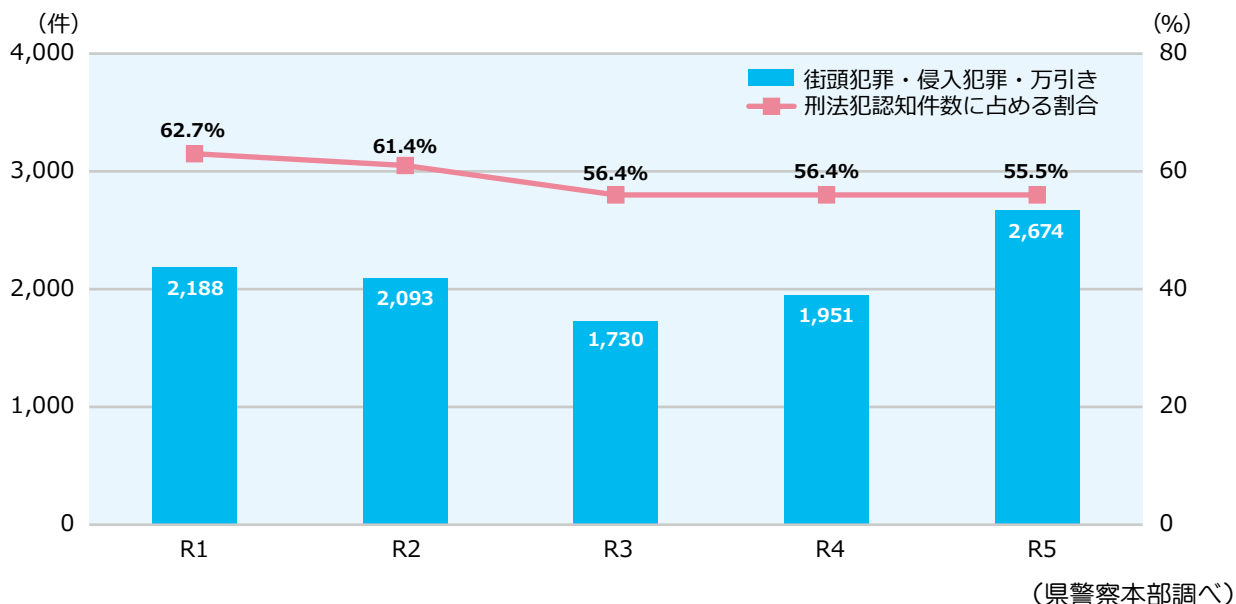
- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ・粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- ・窃盗犯…侵入盗（空き巣、忍込み）、乗り物盗、万引き等
- ・知能犯…詐欺、横領、文書偽造、贈収賄等
- ・風俗犯…不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等
- ・その他…器物損壊、住居侵入、略取誘拐等

2 街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの認知件数の推移

刑法犯認知件数に占める街頭犯罪、侵入犯罪及び万引きの割合は、依然として高い割合で推移しており、2023（令和5）年は約55.5%でした。

刑法犯認知件数を罪種別にみると、万引きの認知件数が最多を占め、街頭犯罪では自転車盗、器物損壊等、車上ねらいが多く、侵入犯罪では空き巣などの侵入窃盗が多くなっています。

○青森県の街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの認知件数の推移



○青森県の街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの構成割合

(単位：件)

罪種	R1	R2	R3	R4	R5	構成比
	1 自動車盗	20	13	12	12	
2 オートバイ盗	3	6	3	6	2	0.1%
3 自転車盗	485	380	299	336	579	21.7%
4 車上ねらい	206	215	164	190	213	8.0%
5 部品ねらい	25	18	29	28	31	1.2%
6 自動販売機ねらい	15	49	29	7	8	0.3%
7 器物損壊等	362	302	255	349	459	17.2%
8 ひったくり	3	2	1	1	0	0.0%
9 恐喝	4	4	3	0	4	0.1%
10 暴行	52	50	46	60	58	2.2%
11 傷害	27	21	25	29	48	1.8%
12 非侵入強盗	1	2	1	1	2	0.1%
13 不同意わいせつ ※1	17	12	16	8	27	1.0%
14 略取誘拐・人身売買	3	2	3	4	2	0.1%
15 侵入窃盗	321	366	263	299	531	19.9%
16 侵入強盗	2	1	0	0	0	0.0%
17 不同意性交等 ※2	8	12	8	18	29	1.1%
18 万引き	634	638	573	603	666	24.9%
合計	2,188	2,093	1,730	1,951	2,674	100%

刑法犯認知件数	3,488	3,409	3,067	3,462	4,815
(うち街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの割合)	62.7%	61.4%	56.4%	56.4%	55.5%

(県警察本部調べ)

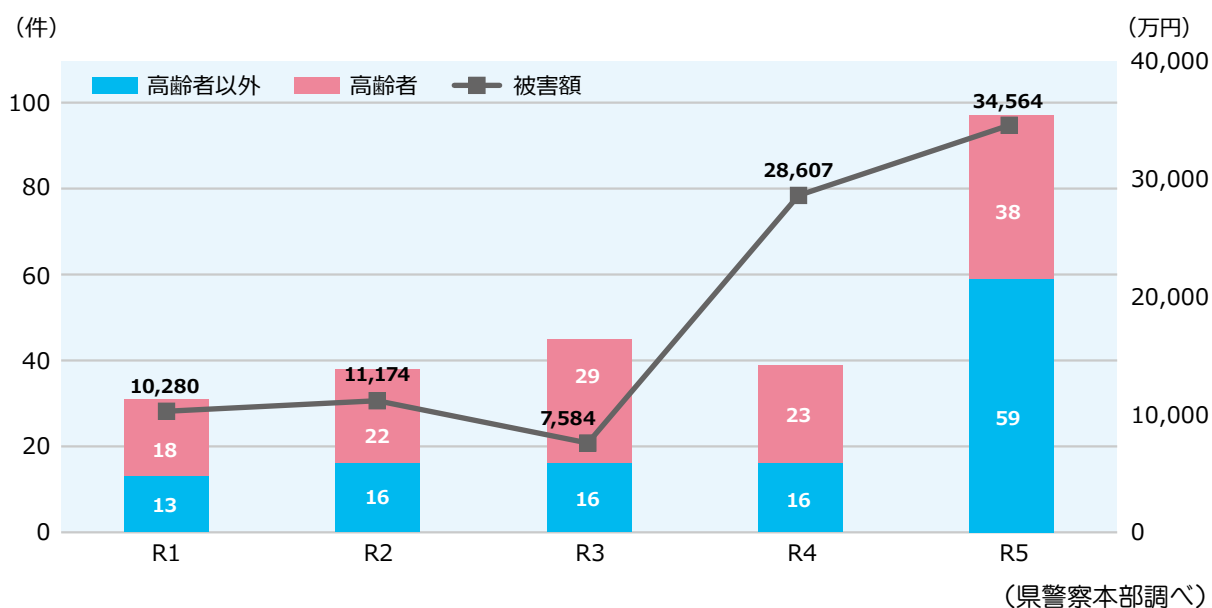
※1 不同意わいせつは、令和5年7月12日までは強制わいせつ。

※2 不同意性交等は、令和5年7月12日までは強制性交等。

3 特殊詐欺被害の推移

特殊詐欺は、手口が悪質化・巧妙化しており、高齢者だけでなく幅広い世代に被害が及んでいます。

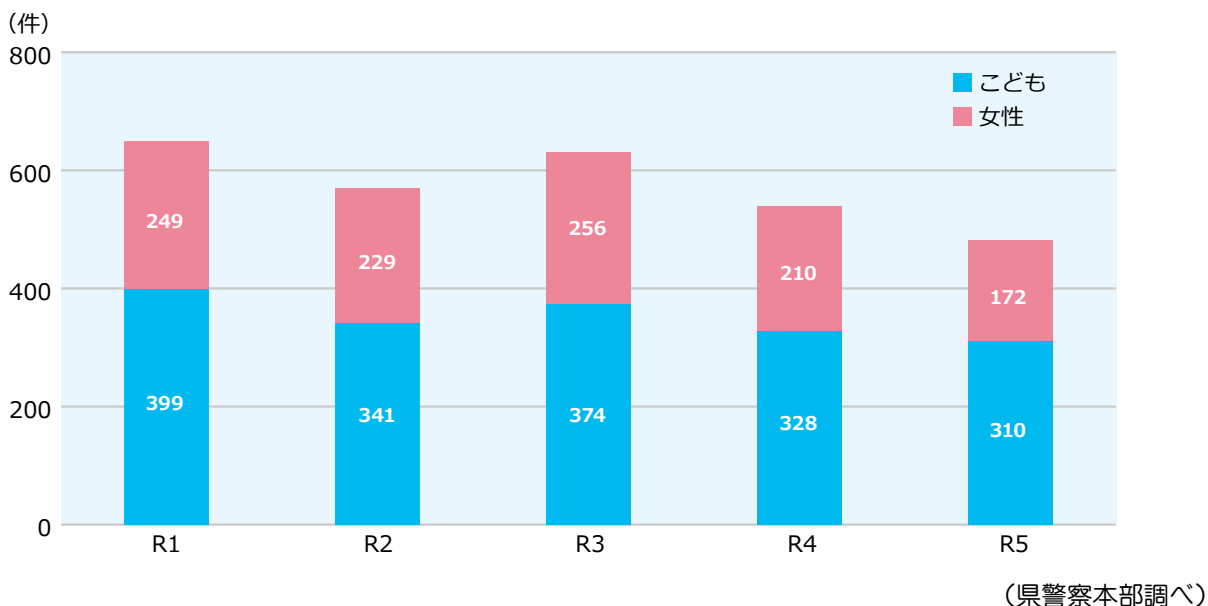
○青森県の特殊詐欺被害の推移



4 声掛け事案等の前兆事案認知件数の推移

こども（18歳未満）や18歳以上の女性に対する声掛け行為などの前兆事案認知件数は、近年、高止まり傾向にあります。

○青森県のこどもや女性を対象とした前兆事案認知件数の推移

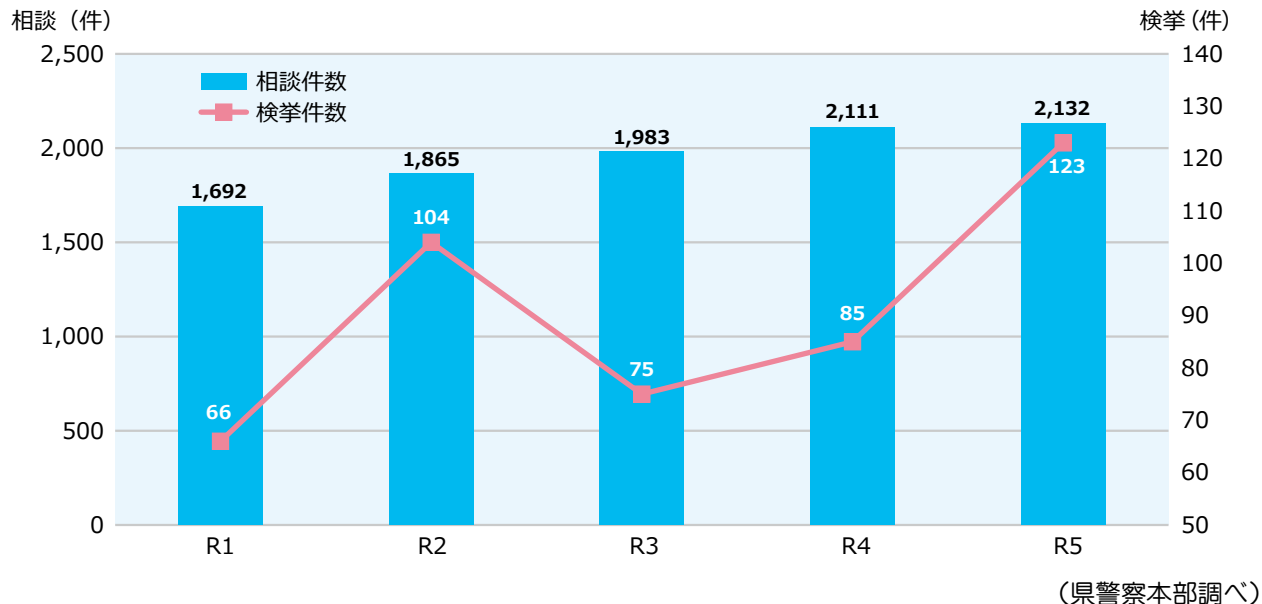


※令和6年3月1日以降は、脅威事犯として計上される。

5 サイバー犯罪の検挙件数と相談件数の推移

サイバー空間の匿名性・広域性を利用したサイバー犯罪に関する相談の受理件数は、増加傾向にあり、その手口・態様は悪質化・巧妙化しています。

○青森県のサイバー犯罪の検挙数と相談件数の推移



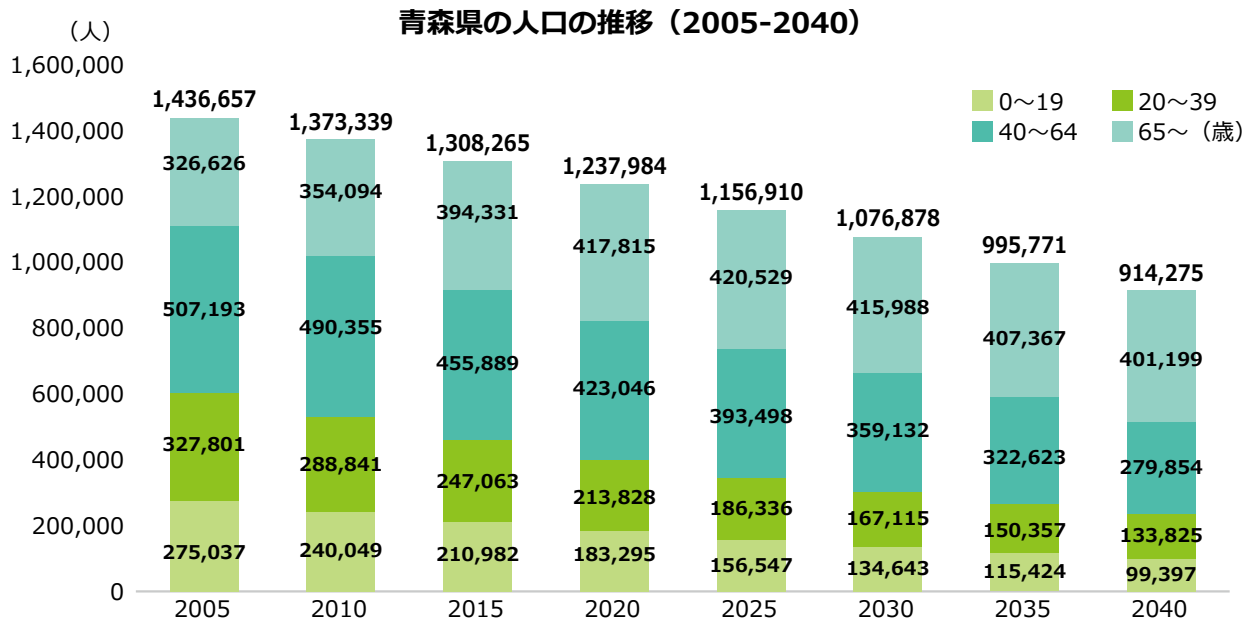
第3

推進計画の目標及び基本的方向性

1 青森県を取り巻く現状

本県の人口は1983（昭和58）年をピークに減少を続け、2023（令和5）年2月、1947（昭和22）年以来76年ぶりに120万人を下回りました。

この減少傾向は今後も長期的に継続すると見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所では、2040（令和22）年までに本県の人口が100万人を下回り、約90万人まで減少すると推計しています。



総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」より作成。

2 推進計画の目標

本県を取り巻く状況を見ると、これまでに経験したことのないほどのスピードで進む人口減少や今後ピークに向かう超高齢社会により地域防犯活動を支える担い手不足が懸念されます。

また、近年、特殊詐欺の手口が悪質化・巧妙化し、幅広い世代が被害に遭うケースが増加するなど犯罪情勢や社会情勢が複雑に変化し、新たな課題も生じています。

こうした状況の中、県民が力を合わせ、自らの地域を犯罪や事故などから守るといふ県民の防犯に対する意識を高めていくとともに、行政、警察、県民、事業者などが連携・協働し、一体となって取組を進めていくことが重要です。また、デジタル技術を活用することで、犯罪被害の対象となりやすい子どもや女性、高齢者等が安全に安心して暮らしていける社会の実現を目指します。


3 推進計画の基本的方向性

推進計画の目標を達成するため、行政、警察、県民、事業者などがそれぞれの責務を認識しながら、相互に連携・協働し、各種の具体的施策を展開していくうえで、条例第3条に定める基本理念にのっとり、次の3つの事項を基本として取り組んでいきます。


- (1) 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るといふ意識の高揚が図られること。

犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

(2) 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

 **犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり**

(3) 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

 **犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたネットワークづくり**

※各主体の責務

県の責務

県は、安全・安心まちづくりの推進についての基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施します。(条例第4条)

県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう求められています。(条例第5条)

事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員として安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう求められています。(条例第6条)

4 具体的施策

基本的方向性に基づき、犯罪の発生を許さない環境づくりと犯罪が発生しにくい環境づくりに向け、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図」(P10)のとおり、9つの分野において、具体的施策を実施していきます。

5 数値目標の設定

推進計画に掲げる施策の進捗状況を把握するため、数値目標を示し、県民にわかりやすいものとします。なお、数値目標は、計画全体の重点的な目標(重点目標)と個別目標に区別して設定します。

(1) 重点目標

○設定の趣旨

本県の刑法犯認知件数は、2003(平成15)年以降減少し続け、2021(令和3)年には3,067件と、戦後最多を記録した2002(平成14)年の19,202件の6分の1以下にまで減少しましたが、2022(令和4)年以降は増加に転じています。また、街頭犯罪、侵入犯罪及び万引きの割合が依然として高いほか、特殊詐欺やこども・女性を対象とした声掛け事案等の脅威事犯の発生などが県民の不安感を増大させています。

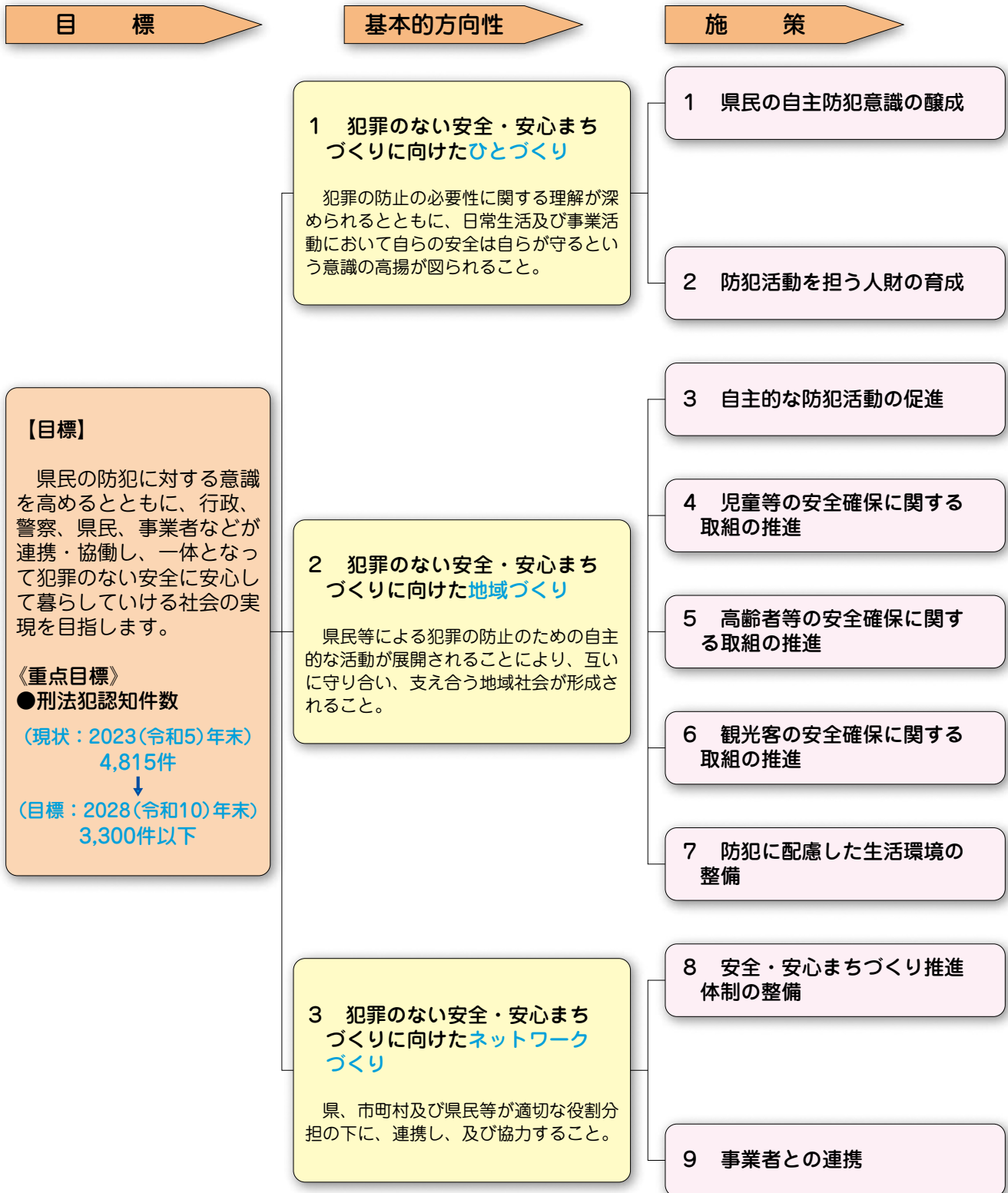
県民が安全で安心して暮らせる青森県づくりには、犯罪を未然に防止し、県民の不安感を減少させることが引き続き重要な課題です。このため、推進計画全体の重点的な数値目標として、「刑法犯認知件数」を掲げ「2028(令和10)年末 3,300件以下」を目指します。

項目	現況	目標
刑法犯認知件数	4,815件 2023(令和5)年末	3,300件以下 2028(令和10)年末

(2) 個別目標

番号	項目	現況	目標
1	消費生活センターの認知度	74.8% 2023(令和5)年度	80.0% 2026(令和8)年度
2	青森県警察防犯アプリ「まもリン」のダウンロード数	16,743件 2023(令和5)年末	30,000件 2028(令和10)年末
3	自主防犯活動団体数	302団体 2023(令和5)年末	300団体 2028(令和10)年末
4	青色回転灯防犯車数	301台 2023(令和5)年末	300台 2028(令和10)年末
5	地域の大人に挨拶をする小・中・高校生の割合	79.1% 2022(令和4)年度	85.0% 2028(令和10)年度
6	地域の大人から挨拶されている小・中・高校生の割合	70.5% 2022(令和4)年度	80.0% 2028(令和10)年度
7	小学校における地域安全マップの作成率	74.3% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度
8	小学校における防犯教室等の生活安全に関する教育(教科を除く。)の実施割合	82.5% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度
9	高齢者の「つどいの場」の参加率	2.9% (全国平均5.5%) 2021(令和3)年度	全国平均以上 2026(令和8)年度
10	認知症高齢者等見守りネットワーク等を構築している市町村数	35市町村 2022(令和4)年度	40市町村 2026(令和8)年度
11	防犯カメラの設置箇所数	3,020か所 2022(令和4)年末	3,500か所 2028(令和10)年末
12	通学路等合同点検対象箇所の安全対策実施率	28.9% 2023(令和5)年度	84.2% 2028(令和10)年度

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図



第4

主な取組事項

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとつづくり

施策1 県民の自主防犯意識の醸成

(1) 趣旨

本県における刑法犯認知件数をみると、万引きや自転車盗、侵入窃盗、器物損壊等が高い割合を占める状況が続いているほか、特殊詐欺被害の拡大が懸念されます。これらの犯罪については、一人ひとりの防犯意識や規範意識を向上させることで未然に防止できます。

このため、県民一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という意識を高めることが重要です。

県では、市町村、警察、県民、事業者等と連携し、地域全体で子どもや女性、高齢者等の被害防止の取組を進めるとともに、防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、県の広報媒体等により、積極的かつ効果的な広報・啓発活動を行います。また、県民に対する防犯教育等を推進し、自主防犯意識の醸成を図ります。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
1 県民の自主防犯意識の醸成	1) 県民への意識啓発	①県の広報媒体等を通じた広報・啓発の推進
		②旬間等における効果的な防犯キャンペーンの実施
		③防犯に係るシンボルマークや標語の活用・推奨
	2) 犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供	①県警ホームページや広報紙を利用した情報提供
		②迅速な情報提供
	3) 防犯教育等の推進	①学校等における防犯教育の推進
		②地域住民等を対象とした防犯講話等の推進
		③インターネット利用に関する防犯意識啓発
		④特殊詐欺等に対する被害防止対策の推進
		⑤事業者に対する防犯教育の推進
	4) 消費者啓発・教育の推進	①消費生活講座等の開催
		②消費生活情報誌の発行
		③消費生活センターホームページを活用した情報提供
④ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進		

[シンボルマーク]

犯罪のない安全・安心まちづくり標語



- 最優秀作品
結び合う 地域のきずな 守るまち
- 高校生・一般部門優秀作品
あいさつは 地域の安全 守る声
- 中学生部門優秀作品
犯罪から 守るみんなの まちづくり
- 小学生部門優秀作品
手をつなぎ あんぜん あんしん あおもりけん

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
1) 県民への意識啓発	<p>① 県の広報媒体等を通じた広報・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万引きや自転車盗等の身近な犯罪や特殊詐欺に対する防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、県のホームページ、県民だより、ラジオ番組等の多様な広報媒体により、積極的に情報提供を行います。 <p>② 旬間等における効果的な防犯キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春及び秋の「安全・安心まちづくり旬間」において、効果的な防犯のためのキャンペーン事業を展開します。 <input type="checkbox"/> 春の旬間（4月21日から30日） <input type="checkbox"/> 秋の旬間（10月11日から20日） <p>③ 防犯に係るシンボルマークや標語の活用・推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民から募集したシンボルマーク及び標語（※1）を、県内の防犯活動の統一のシンボルとして、その使用を推奨していきます。
2) 犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供	<p>① 県警ホームページや広報紙を利用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の発生状況や防犯対策等の情報を、多くの人が知ることができるよう、警察本部のホームページや広報紙、青森県警察防犯アプリ「まもリン」（※2）を通じて提供します。なお、犯罪の発生状況等の情報は、GIS（地理情報システム）等により適時・的確に提供します。 <p>【警察本部のホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 脅威事犯発生マップ <input type="checkbox"/> 脅威事犯情報 <p>② 迅速な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に子ども・女性の安全確保の観点から、迅速な情報を提供します。 <input type="checkbox"/> 青森県警察防犯アプリ「まもリン」
3) 防犯教育等の推進	<p>① 学校等における防犯教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等における授業及び防犯教室や防犯避難訓練等を通じ、犯罪被害防止のための危険予測・危険回避能力を育成します。実施の際は、児童等自らが、興味・関心をもって、積極的に取り組める内容とします。 <p>② 地域住民等を対象とした防犯講話等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺や住宅対象侵入窃盗など、県民の身近で起こり得る犯罪に対する防犯意識を醸成するため、防犯講話や街頭での広報活動等を行い、地域住民等の犯罪に対する抵抗力の向上を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容
	<p>③インターネット利用に関する防犯意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティや規範意識の向上とともに機運醸成を図るため、年齢別（児童・生徒・一般など）のイベント開催や講話、広報等により、積極的に意識啓発を行います。 <p>④特殊詐欺等に対する被害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対し、特殊詐欺や悪質商法をはじめとした消費者被害防止のための啓発活動を実施するとともに、県及び市の消費生活センターや消費者ホットライン（188番）の周知を図ります。 ・社会福祉協議会や町内会等の依頼を受けて実施する消費生活派遣講座等において、特殊詐欺等の手口を紹介し、周囲の高齢者等に対する周知や見守り活動を呼びかけます。 ・消費者トラブルの未然防止を図るため、地域見守り活動を行っていた方々を消費生活サポーターとして登録し、その活動に資するための研修会を開催するほか、市町村における地域見守り活動の取組を支援します。 ・幅広い世代に対して、防犯ボランティア団体等との協働による広報活動やSNS等を活用したタイムリーな注意喚起を行います。 ・被害を未然に防止するため、金融機関やコンビニエンスストア等に対する意識啓発や特殊詐欺発生状況等の情報提供を行います。 <p>⑤事業者に対する防犯教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯訓練等の自主防犯対策が推進されるよう、事業者に対する意識啓発や犯罪の発生状況等の情報提供を行います。
4) 消費者啓発・教育の推進	<p>①消費生活講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が、消費生活における必要な知識と判断力を習得し、主体的に行動できるよう、消費生活派遣講座（市町村、学校、公民館、社会福祉協議会、消費者団体等へ出向いての講義）や消費生活大学講座（消費生活に関する知識を学習する連続講座）を開催するほか、市町村や関係団体等に消費生活・金融知識に関する講座の開催を働きかけます。 <p>②消費生活情報誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルの未然防止のための啓発や消費生活に関する情報を掲載した消費生活情報誌「消費者情報あおもり」を発行します。 <p>③消費生活センターホームページを活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター（※3）のホームページにおいて、消費生活に関する講座や行事等の情報を提供するとともに、消費者被害の拡大防止と注意喚起のため、最新の消費生活相談事例、悪質商法等の緊急情報等を提供します。 <p>④ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等と連携し、こどもから若者までの各段階に応じた消費生活の知識の習得と実践的な能力の育成に資する取組や子育て世代、高齢者など幅広い年代への啓発活動を実施するとともに、県内の事業所等に県から消費生活情報を提供し、職場を通じた意識啓発を行います。

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標
1	消費生活センターの認知度	74.8% 2023(和5)年度	80.0% ※ 2026(令和8)年度
2	青森県警察防犯アプリ「まもリン」のダウンロード数	16,743件 2023(令和5)年末	30,000件 2028(令和10)年末

※ 数値目標は「第4次青森県消費生活基本計画」における計画期間終期である2026年度の達成目標を掲載しています。

【解説】

※1 シンボルマーク及び標語

犯罪のない安全・安心まちづくりシンボルマークと標語は、自主防犯活動を行う皆さんの一体感、連帯感を醸成するため、平成18年に県が一般の方から募集し選考したもので、県庁ホームページの安全・安心まちづくりのページにおいてその活用方法や活用事例を紹介しています。

※2 青森県警察防犯アプリ「まもリン」

アプリをダウンロードすることで、県内で発生した声掛け事案等の発生状況、特殊詐欺や特殊詐欺に発展するおそれのある不審電話の認知状況が警察から配信されるシステムです。



iphone版



Android版

※3 青森県消費生活センター

商品やサービスに関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言等を行っています。また、消費生活大学講座や出前講座などの消費者教育・啓発活動も行っています。

【取組紹介】

特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動

悪質化・巧妙化する特殊詐欺の被害防止に向け、防犯ボランティア団体や関係団体・事業者等が連携して、幅広い世代に対して広報啓発活動を実施しています。



ショッピングセンターでの啓発活動

※取組紹介は、いずれも推進計画策定時の取組を掲載しています。

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

施策2 防犯活動を担う人財の育成

(1) 趣旨

犯罪の減少を図るためには、個人による防犯対策はもちろんのこと、地域や事業所ぐるみによる対応が必要です。

このため、地域の多様な主体による自主的な防犯活動の推進に向け、地域、会社、事業所、学校等における自主防犯活動の中心となる人財を育成し、支援します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
2 防犯活動を担う人財の育成	1) 自主防犯活動を担う人財の育成	①学校等における防犯指導者の資質の向上
		②事業所等における防犯責任者の設置促進及び資質の向上
		③安全・安心地域活動ハンドブック等の活用

【取組紹介】

浜田ニュータウン町会防犯パトロール隊（青森市）



平成20年に地域内にある大型ショッピングセンター駐車場で強盗事件が発生したことに伴い、「自分たちの街は自分たちで守ろう」という機運が高まり、平成21年に団体を設立。

活動隊員が活動計画を策定し、メンバー24名（令和5年4月末時点）で地域に根ざした自主防犯活動を展開しています。

- 通学路での見守り活動
- 徒歩や青色回転灯防犯車によるパトロール
- 自転車盗難防止や特殊詐欺被害防止などの広報啓発活動
- 清掃活動、草刈り等

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
1) 自主防犯活動を担う人材の育成	<p>①学校等における防犯指導者の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・学校における防犯指導及び防犯教室（訓練）等において、より具体的・実践的な活動が行われるよう、研修会等を実施して教職員の資質の向上を図ります。 <p>②事業所等における防犯責任者の設置促進及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・会社、事業所等における防犯責任者の配置を促進し、情報提供等により資質向上を図ります。 <p>③安全・安心地域活動ハンドブック等の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・安全・安心に係る地域活動における対応マニュアルなどをまとめた安全・安心地域活動ハンドブックや防犯パトロールガイドブック、防犯指針（※1）を県のホームページに掲載し、活用を図ります。

【解説】

※1 防犯指針

- ①「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」【条例第10条第1項】
- ②「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」【条例第11条第1項】
- ③「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」【条例第15条第1項】
- ④「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」【条例第16条第1項】

基本的方向性2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり

施策3 自主的な防犯活動の促進

(1) 趣旨

人口減少社会の進展に伴い地域コミュニティの希薄化が進行する中で犯罪のない安全・安心まちづくりを推進していくためには、自主防犯活動団体をはじめ、NPOや民間事業者、町内会・自治会等の地縁組織など、地域の多様な主体が連携・協働して、自主的・自律的に防犯活動に取り組んでいくことが重要です。

このため、県民等に対する防犯意識の醸成や社会参加活動の促進を図っていくほか、自主防犯活動団体等の活動を支援していきます。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
3 自主的な防犯活動の促進	1) 県民等に対する防犯意識の醸成	①各種の情報提供による意識啓発
		②ボランティア団体等の取組事例の紹介
	2) 社会参加活動の促進	①社会参加活動への支援
		②NPOへの支援
		③ボランティアやNPOとの連携
		④青森県警察大学生防犯ボランティアの活動促進
	3) 自主防犯活動団体への支援	①団体の結成促進等
		②自主防犯パトロール活動への支援
		③自主防犯活動の活性化に向けた支援
	4) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	①地域の多様な主体の交流の推進
		②見守り運動の推進

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
1) 県民等に対する防犯意識の醸成	<p>①各種の情報提供による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等に対し、自主防犯意識や「地域の安全は自分たちで守る」という地域防犯意識を醸成するため、出前トークや広報等を通じ、積極的な意識啓発を行います。 <p>②ボランティア団体等の取組事例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県のホームページに、各地域で活動している自主防犯団体の取組事例（ノウハウ）を紹介するなど、地域の防犯活動に役立つ情報を提供します。
2) 社会参加活動の促進	<p>①社会参加活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動に興味を持っている県民等が、気軽に地域活動へ参加できるよう、NPOに関する情報発信や活動機会の提供など、必要な支援を行います。 <p>②NPOへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組事例の情報提供等により、防犯活動等を行っているNPOを支援します。 <p>③ボランティアやNPOとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会やPTA等が行う活動を活性化させるため、豊富なノウハウを有するボランティアやNPOとの連携を図ります。 ・ 少年補導協力員が少年非行防止や犯罪被害防止のための啓発・講話や登下校時の児童・生徒の見守り活動を行います。 ・ 青森県少年サポートボランティアが少年非行防止や犯罪被害防止のための啓発・講話を行います。 <p>④青森県警察大学生防犯ボランティアの活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の大学に在学する大学生を青森県警察大学生防犯ボランティアに指名し、警察と連携して防犯に関する広報啓発活動を行い、防犯活動への若い世代の参加を促進します。
3) 自主防犯活動団体への支援	<p>①団体の結成促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織の結成や活動が促進されるよう、情報提供など必要な支援を行います。 ・ 地域活動団体等による、こどもや高齢者等に対する見守り活動等の促進を図ります。 <p>②自主防犯パトロール活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における自主防犯パトロール活動を活性化するため、青色回転灯を車両に装備して行うパトロールの促進と適正な運用を支援します。 ・ 地域における農産物等の盗難被害を未然に防止するため、農家などによるパトロール活動等を支援します。 <p>③自主防犯活動の活性化に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防犯力を高めるための防犯理論や自主防犯活動の事例などを掲載した地域防犯力強化のための手引書を県のホームページに掲載し、活用を図ります。 ・ 防犯活動のノウハウや心構えなどを掲載した防犯パトロールガイドブックを県のホームページに掲載し、活用を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容
4) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	<p>①地域の多様な主体の交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における良好なコミュニティ構築のため、自主防犯パトロール等の各種活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。 <p>②見守り運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心まちづくりを推進するため、大人と子どもがお互いに声をかけあう「声かけ活動」を県内全域で展開するなど、子どもの安全確保について効果的な施策を展開していきます。

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標
3	自主防犯活動団体数	302団体 2023(令和5)年末	300団体 2028(令和10)年末
4	青色回転灯防犯車数	301台 2023(令和5)年末	300台 2028(令和10)年末
5	地域の大人に挨拶をする小・中・高校生の割合	79.1% 2022(令和4)年度	85.0% 2028(令和10)年度
6	地域の大人から挨拶されている小・中・高校生の割合	70.5% 2022(令和4)年度	80.0% 2028(令和10)年度

【取組紹介】

青色回転灯防犯車による防犯活動

防犯パトロールを行う様々なボランティア団体等が、自動車に青色回転灯を装着して、目に見える「犯罪抑止」活動を行っています。



施策4 児童等の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

学校等（※1）及び通園・通学路等における児童等の安全を確保するため、学校等、保護者、地域住民、警察署、民間団体などと連携・協力し、学校等の安全体制の整備や安全教育の充実、通園・通学路等の環境整備などの取組を促進します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
4 児童等の安全確保に関する取組の推進	1) 学校等の安全体制の構築	①防犯指針の周知
		②学校安全計画の整備
		③学校での危険等発生時対処要領の整備
		④防犯指針等に沿った安全対策の充実・強化
		⑤地域学校安全委員会の活動の促進
	2) 学校安全ボランティアの組織化の拡大等	①学校安全ボランティアの組織化及び活動の促進
		②地域学校安全委員会と学校安全ボランティアとの連携
		③「110番の家」及び「110番の車」の周知・支援
	3) 安全教育の推進	①地域安全マップの作成促進
		②防犯教室（訓練）の促進
		③「少年非行防止JUMPチーム」及び「少年非行防止リトルJUMPチーム」の活動促進
		④合同サポートチーム「STEPS」等による活動の推進
	4) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
<p>1) 学校等の安全体制の構築</p>	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等の安全を確保するために必要な方策等を示した、下記の防犯指針を県のホームページに掲載し、周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> □「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」 □「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」 <p>②学校安全計画の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において必要とされる、安全に関する具体的な内容を取り入れた「学校安全計画」(※2)を毎年度見直して内容の充実を図ります。 <p>③学校での危険等発生時対処要領の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪等の危険等発生時に備えるため、「危険等発生時対処要領」(※3)が各学校等の実態に応じた実効性のあるマニュアルとなるよう毎年度見直して内容の充実を図ります。 <p>④防犯指針等に沿った安全対策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」等に基づき、学校や通学路等の児童等の安全対策の充実・強化を図ります。 <p>⑤地域学校安全委員会の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校安全委員会(※4)の活動を促進し、地域ぐるみで児童等の安全対策について協議します。
<p>2) 学校安全ボランティアの組織化の拡大等</p>	<p>①学校安全ボランティアの組織化及び活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時のパトロール等を実施している学校安全ボランティア(スクールガード)(※5)の充実を図ります。 <p>②地域学校安全委員会と学校安全ボランティアとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校安全委員会は、学校安全ボランティアと連携を密にして情報の共有化を図るなど、学校安全体制の強化を図ります。 <p>③「110番の家」及び「110番の車」の周知・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者等に「子ども・女性110番の家・車」の所在・役割等について周知を図るとともに、随時必要な情報提供を行うなど活動を支援します。
<p>3) 安全教育の推進</p>	<p>①地域安全マップの作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等が、犯罪の発生しそうな場所等を自ら歩いて調査し、地図に書き込むことで、危険予測能力、危険回避能力が身に付き、犯罪から自分の身を守る能力を高めることができる地域安全マップの作成を民間団体等の取組とも連携の上、促進します。 <p>②防犯教室(訓練)の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等が、自分の身を守る方法等を体験できる防犯教室(訓練)(※6)の開催を促進します。 <p>③「少年非行防止JUMPチーム」及び「少年非行防止リトルJUMPチーム」の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年自身が同年代の少年たちに非行防止や犯罪被害防止を呼びかける中・高校生による「JUMPチーム」と小学生による「リトルJUMPチーム」(※7)の学校内外における活動を促進します。

具体的施策	具体的施策の内容
	④合同サポートチーム「STEPS」等による活動の推進 ・ 教育庁と県警本部で結成する合同サポートチーム「STEPS」(※8)や各警察署が、学校・団体等に赴き、啓発・指導、講話等を行い、少年非行防止や犯罪被害防止の取組を推進します。
4) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化 ・ 脅威事犯等不審者情報の分析等により、管轄する警察署、交番、駐在所によるパトロール活動を強化するとともに、学校安全ボランティア等と連携して児童等の安全確保を図ります。

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標
7	小学校における地域安全マップの作成率	74.3% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度
8	小学校における防犯教室等の生活安全に関する教育(教科を除く。)の実施割合	82.5% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度

【取組紹介】

地域安全マップの作成

県警察本部では、県教育委員会と連携して、小学校の児童が学校周辺を歩いて、犯罪が起こりやすそうな場所や、有事の際に逃げ込む「子ども・女性110番の家」などを写真に撮りながら確認し、その後、地域に点在する危険箇所を再確認する「地域安全マップ」の作成に取り組んでいます。



五所川原市立金木小学校の地域安全マップ

【解説】

※ 1 学校等

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに認定こども園、保育所、児童厚生施設である児童館、児童センター等の児童福祉施設をいいます。

※ 2 学校安全計画

児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項に係る計画

※ 3 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）

児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領

※ 4 地域学校安全委員会

学校運営組織に位置づけ、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織です。（組織の構成例：学校関係者、市町村教育委員会、警察や消防等の関係機関、PTA、町内会、地区防犯協会等）

※ 5 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携して、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内を巡回するなど、ボランティア（スクールガード）による組織です。（組織の構成例：校区内PTA、町内会、地区防犯協会、青少年団の関係者等のボランティア）

- ・登下校時におけるパトロール
- ・通学路等における危険箇所等の情報を地域学校安全委員会へ提供 等

※ 6 防犯教室（訓練）

自分の身を守る方法等について、児童等が体験できる防犯教室（訓練）を開催しています。

- ・登下校時の危険と対処方法に関する指導
- ・登下校の安全確保のポイント
- ・不審者侵入時の対応など、学校における防犯対策
- ・性犯罪を含む犯罪被害に遭わないための防犯指導 等

※ 7 「少年非行防止 JUMP チーム」及び「少年非行防止リトル JUMP チーム」

同年代の少年たちの規範意識を高め、「非行防止の輪」を広げることを目的に結成されたボランティアチームです。中学生・高校生による少年非行防止 JUMP チームは平成11年から、小学生による少年非行防止リトル JUMP チームは平成23年から結成され、学校内外において、挨拶運動、万引き防止啓発活動、自転車盗難被害防止活動などを、創意工夫を凝らしながら行っています。

※ 8 合同サポートチーム「STEPS」

教育庁と警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフにより結成した合同サポートチームです。



十和田市立三本木小学校学区青少年健全育成協議会

【取組紹介】

地域における見守り活動

三本木小学校学区青少年健全育成協議会では、十和田市の中心街を学区とする十和田市立三本木小学校学区での児童生徒の登下校時の見守りや児童生徒の横断時の誘導等の交通安全活動を行っています。

また、他学区の複数校においても「朝の挨拶運動」を実施し、気持ちのよい挨拶をすることにより、安全・安心な明るい地域及び学校づくりを目指した啓発活動に取り組んでいます。

【取組紹介】

小学校での不審者対応訓練

平川市立平賀東小学校では、不審者を想定した訓練を行うことで、危険を回避したり、安全に対処したりするための正しい判断力や適切な態度、身の守り方などを知ることがをねらいとし、防犯教室を行っています。また、教職員は、防犯教室を通して、それぞれの役割分担を明確にし、児童の安全確保、不審者への対応等の対処能力の習得・向上に取り組んでいます。

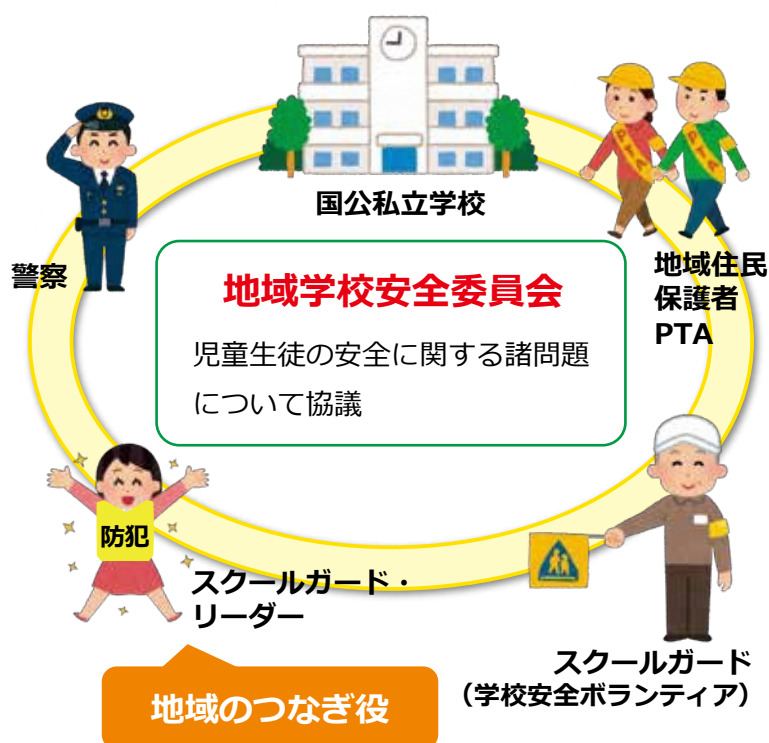


平川市立平賀東小学校での訓練

子ども・女性110番の家、子ども・女性110番の車

<p>子ども・女性 110番の家</p>	<p>不審者からの声掛けがあったときや連れ去られそうになったときなど、家庭や警察に緊急の連絡が必要なときに、こどもが避難し、駆け込むことができる場所です。通学路を中心に、一般家庭や事業所などが自主的に組織しており、「子ども・女性110番の家」等と表示しています。</p>
<p>子ども・女性 110番の車</p>	<p>自治体、事業所、PTAなどがそれぞれの車両を使用し、「子ども・女性110番の車」などのステッカーを車体に貼って走行して、こどもの安全の見守りや緊急な避難が必要な場合の一時的な保護などを役割としています。</p>

地域学校安全委員会と学校安全ボランティア等の役割（イメージ）



基本的方向性2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり

施策5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

犯罪被害に遭わないためには、基本的には「自らの安全は自らが守る」ということが重要ですが、児童等と同様に、高齢者や障がい者は犯罪の対象となりやすいことから、防犯活動に取り組んで行く上で、高齢者等の安全を確保するための特別の配慮が必要です。

(2) 施策の展開

施 策	具 体 的 施 策	具体的施策の内容（取組）
5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進	1) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	①高齢者の社会参加活動の促進
		②高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくりの推進
		③関係者への情報提供
	2) 高齢者等への見守り活動の推進	①友愛訪問活動の促進
		②徘徊事案等への対応
		③関係機関による特殊詐欺被害防止活動の推進
④高齢者等の防犯指導及び巡回援助活動の推進		

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
1) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	<p>①高齢者の社会参加活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な活動組織である老人クラブへの加入促進を図ることにより、高齢者の社会参加活動を活発化するとともに、世代間の交流・連携やつながりを深めます。 <p>②高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のスポーツ、健康づくりをはじめとした地域活動を推進する事業や、仲間づくりを支援する事業、つどいの場などの居場所づくりを推進する事業を実施することにより、高齢者が人とのつながりを深めるとともに、生涯にわたり生きがいを持って生活することのできる社会づくりを進めます。 <p>③関係者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、地域住民、事業者等が一体となって、高齢者等を地域で支え合う活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。
2) 高齢者等への見守り活動の推進	<p>①友愛訪問活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの会員が、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問するなど、高齢者相互支援活動を推進するための取組（指導者育成等）を通じて、地域の支え合い体制の構築を支援し、高齢者の安全確保を図ります。 <p>②徘徊事案等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等について、市町村が関係機関と連携し、見守りや行方不明時の早期発見につなげるネットワークの活用を図ります。（認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク） ・高齢者の徘徊事案について、地域の関係機関（警察署等）、事業者（タクシー会社）等が協力して、発見・保護するシステムの活用を図ります。（「シルバーSOSネットワーク」の活用） ・聴覚等に障がいのある方や電話での会話に支障がある方からの110番通報を受信できる環境を整え、110番通報へ迅速・的確に対応することにより、障がい者の安全確保を図ります。（110番アプリ、FAX 110番・メール110番の運用） <p>③関係機関による特殊詐欺被害防止活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当職員等を対象とした圏域情報交換会で最近の相談事例を紹介し、市町村が実施する高齢者等の見守り体制である「相談窓口紹介ネットワーク」の活動を促進することにより、被害の未然防止を図ります。 ・高齢者が訪れる金融機関や調剤薬局等に啓発ポスターを掲出し、被害の未然防止を図ります。 ・特殊詐欺被害を防止するため、金融機関、コンビニエンスストア、宅配業者等と連携し、送金前の声かけと被害防止の広報により未然防止を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容
	<p>④高齢者等の防犯指導及び巡回援助活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会や老人クラブ等に出向き、被害事例をわかりやすい寸劇にした消費生活派遣講座を実施するなど、高齢者等の消費者被害防止に向け、その特性に応じたきめ細かな広報啓発活動を推進します。 ・市町村や関係機関との連携により、高齢者世帯を訪問し、直接声がけして消費者被害防止の注意喚起と啓発を行う活動を促進します。 ・特殊詐欺を始めとした各種犯罪被害防止について、老人クラブ、福祉施設等へ赴き、高齢者の心に響く分かりやすい広報活動を推進します。 ・一人暮らしの高齢者世帯等を警察官が巡回し、犯罪の発生状況や防犯対策について情報提供するとともに、助言・援助する活動を促進します。

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標
9	高齢者の「つどいの場」の参加率	2.9% (全国平均5.5%) 2021(令和3)年度	全国平均以上 ※ 2026(令和8)年度
10	認知症高齢者等見守りネットワーク等を構築している市町村数	35市町村 2022(令和4)年度	40市町村 ※ 2026(令和8)年度

※ 数値目標は「あおり高齢者すこやか自立プラン2024」における計画期間終期である2026年度の達成目標を掲載しています。

「つどいの場」の位置づけ



出典：厚生労働省（一部改変）

施策6 観光客の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

県では、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外からの観光客誘致に取り組んでいます。観光客の安全を確保するためには、警察活動のみならず、行政と観光業界等が連携して、防犯に係る対策を強化することが重要です。

(2) 施策の展開

施 策	具 体 的 施 策	具体的施策の内容（取組）
6 観光客の安全確保に関する取組の推進	1) 観光及び交通事業者等との連携	①観光及び交通事業者等への情報提供 ②観光客への注意喚起 ③防犯活動への取組の呼びかけ
	2) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
<p>1) 観光及び交通事業者等との連携</p>	<p>①観光及び交通事業者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光及び交通事業者等による自主的な防犯対策がとられるよう、観光客が遭遇する恐れのある犯罪等について、発生状況や防犯対策等の情報を提供します。 <p>②観光客への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設や観光施設等における犯罪の未然防止対策として必要性が認められる場合には、観光客へ被害防止の注意を喚起する文書等の配布を施設の管理者等へ働きかけます。 ・訪日外国人を含めた観光客等に対し、リーフレットを配布し、自主防犯意識（施錠、貴重品の携帯等）の高揚を図ります。 ・訪日外国人旅行者等に配布する観光パンフレットに犯罪や事故にあった際の連絡先等を掲載するなど情報を提供します。 <p>③防犯活動への取組の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動の重要性の観点から、旅館・ホテル業者が自主的に実施する研修事業等の中に、防犯教育を取り込むよう働きかけます。 ・他の事業者と同様に、事業所における防犯責任者の設置とともに、施設の実情に応じた防犯マニュアルの作成等を働きかけます。 ・観光客に安心感を与えるため“おもてなしの心”をもって接客するよう働きかけます。
<p>2) 警察との連携</p>	<p>①警察によるパトロール活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の発生状況に応じ、観光地を管轄する警察署、交番、駐在所によるパトロール活動を強化し、必要な指導を実施します。

施策7 防犯に配慮した生活環境の整備

(1) 趣旨

公園、道路、駐車場等は、不特定多数の人々が利用することから、犯罪の発生件数が多く、かつ、犯罪を誘発する要素が多いスペースです。また、深夜営業のコンビニエンスストア等の店舗や、自動車、自転車、自動販売機などについては窃盗の対象となりやすく、防犯対策の強化が求められています。

犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するためには、地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、防犯指針を踏まえた施設や設備などの環境整備を促進します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
7 防犯に配慮した生活環境の整備	1) 住宅の防犯性の向上	①防犯指針の周知
		②防犯に配慮した住宅の整備
	2) 道路等の防犯性の向上	①防犯指針の周知
		②防犯に配慮した道路や通学路及び公園等の整備
		③街路灯の整備促進
	3) 店舗における防犯対策の強化	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
		②防犯対策の強化
	4) 盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
		②盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及
	5) 防犯カメラの設置拡充	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
②街頭における防犯カメラの設置拡充		

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
1) 住宅の防犯性の向上	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯性の高い住宅が普及するよう、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準等を示した、下記防犯指針の周知を図ります。 □「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、整備等に関する指針」 <p>②防犯に配慮した住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の整備及び管理に当たっては、防犯に配慮した構造、設備等を活用して効率的、効果的な対策を図ります。 ・市町村の公営住宅等の整備については、防犯機能の向上が図られるよう、事業主体に対して啓発指導します。
2) 道路等の防犯性の向上	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯性の高い道路等（公園、自動車駐車場及び自転車駐車場を含む。）が普及するよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造及び設備等に関する基準等を示した、下記防犯指針の周知を図ります。 □「防犯の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」 <p>②防犯に配慮した道路や通学路及び公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等の通学時における安全を確保するため、防犯に配慮した通学路の整備を促進します。 ・歩行者の安全を確保するため、歩車道分離施設の整備等により、防犯機能の向上を図ります。 ・児童等の安全に配慮した都市公園の整備を促進します。 ・土地区画整理事業区域内の街路灯の適正配置や歩車道分離施設の整備等により、防犯機能の向上が図れるよう、事業主体に対して啓発指導します。 <p>③街路灯の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯の適正配置により、防犯機能の向上を図ります。
3) 店舗における防犯対策の強化	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関や深夜営業（コンビニエンスストア、ビデオ店、ガソリンスタンド等）の小売業者及びタクシー事業者に対し、防犯体制の整備、勤務体制（複数勤務の導入）の見直しを行うとともに、従業員に対する防犯指導などを徹底し、防犯対策を強化するよう働きかけます。
4) 盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車や原動機付き自転車及び自転車の販売業者に対し、盗難の被害に強い自動車や自転車等の普及に努めるとともに、盗難防止ブザー、ひったくり防止ネット等の盗難防止装置の普及に努めるよう働きかけます。

具体的施策	具体的施策の内容
5) 防犯カメラの設置拡充	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②街頭における防犯カメラの設置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、企業、各種団体等に対し、犯罪抑止効果の高い防犯カメラについて、犯罪が多発する公園、通学路、自動車駐車場及び自転車駐車場等への設置拡充を働きかけます。 ・防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するための「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の周知を図ります。

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標
11	防犯カメラの設置箇所数	3,020か所 2022(令和4)年末	3,500か所 2028(令和10)年末
12	通学路等合同点検対象箇所の安全対策実施率 ※	28.9% 2023(令和5)年度	84.2% 2028(令和10)年度

※ 暫定的な安全対策を含めた実施率は2023年度末時点で100%



施策8 安全・安心まちづくり推進体制の整備

(1) 趣旨

犯罪のない安全・安心まちづくりを総合的かつ効果的に進めるためには、取組主体である県、市町村、県民、事業者及び関係団体が連携を図り、一体となって防犯に関する取組を行うことが重要かつ効果的と考えられます。

そのため、多種・多様な実施主体が意見や情報を交換し、相互に連携して協力できる推進体制を確立するものであり、県内全域に、安全・安心まちづくりに係る取組の趣旨が伝わるような仕組みを構築します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
8 安全・安心まちづくり推進体制の整備	1) 県民一体となった体制づくり	①県レベルの推進体制
		②地域レベルの推進体制
		③官学連携による推進体制
		④庁内における推進体制
	2) 推進組織の連携及びネットワークづくり	①県レベルと地域レベルの推進組織の連携
		②市町村との連携
		③地域活動の支援

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
<p>1) 県民一体となった体制づくり</p>	<p>①県レベルの推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、行政、警察、県民、事業者などの代表者で構成される「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を通じて <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪のない安全・安心まちづくり推進のための広報・啓発 ○ 自主的な防犯活動の促進・支援 ○ 構成団体間の意見・情報交換及び連絡調整を図ります。 <p>②地域レベルの推進体制（17警察署単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の要望や意見の聴取、地域の実情に応じた防犯活動など、具体的で実効性のある防犯活動を推進するため、「各地区安全・安心まちづくり推進協議会」を通じて構成団体間の意見・情報交換及び連絡調整を図り、地域レベルの推進体制を充実させます。 <p>③官学連携による推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内大学と連携し、「サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー」制度や、大学生による各種防犯ボランティアなどの仕組みを通じて、各種知見の活用や防犯啓発活動の推進を図ります。 <p>④庁内における推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事を本部長とする庁内組織である「青森県安全・安心まちづくり推進本部（平成16年10月設置）」を中心に、知事部局、教育庁、警察本部が連携をとり、部局横断的に取り組むべき対策について調整を行います。
<p>2) 推進組織の連携及びネットワークづくり</p>	<p>①県レベルと地域レベルの推進組織の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県レベルの協議会で協議・報告された事項について、地域レベルの協議会にフィードバックします。 ・ 県レベルの協議会においては、地域における課題や問題点等の把握に努めます。 <p>②市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に最も身近な自治体である市町村において犯罪のない社会の実現に向けた独自の施策等が実施されるよう、必要な情報の提供等を行います。 <p>③地域活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が地域への支援活動を行う際の手引きとして「安全・安心地域会議設立ガイド」、「安全・安心地域づくり事例集」を県のホームページに掲載し、活用を促します。 ・ 防犯に係る各種の広報啓発資料を提供します。

犯罪のない安全・安心まちづくり推進体制のイメージ

犯罪のない地域社会の形成

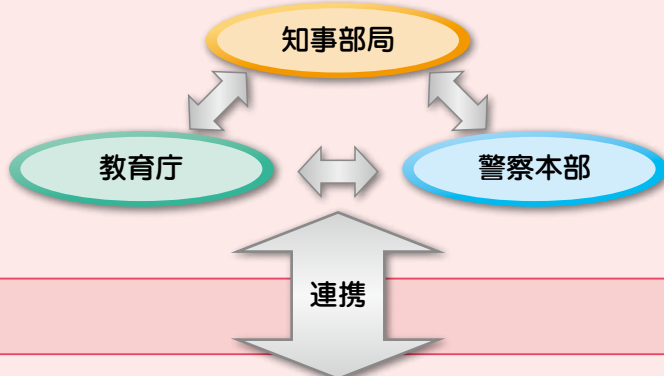
(犯罪のない安全で安心して暮らせる青森県づくりを目指す)

県レベルの推進体制

青森県安全・安心まちづくり推進本部

(平成16年10月14日設置)

- 構成 本部長：知事、本部員：各部局長等
- 役割 安全で安心なまちづくりに係る施策の総合的な推進等



青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

(平成18年9月25日設立)

- 構成 会長：知事、参加団体（※）：59団体
- 役割 県レベルの安全・安心まちづくりに係る取組の情報交換・意見交換による団体相互間の連携強化等

※参加団体：教育団体、県民・地域団体、事業者団体、防犯団体、各地区安全・安心まちづくり推進協議会 等

連携

参画

地域レベルの推進体制

各地区安全・安心まちづくり推進協議会

(17警察署)

- 構成 (例) 警察署、学校、市町村、事業者等の関係団体
- 役割 地域における安全・安心まちづくりの推進、地域における具体的取組についての協議・検討等

施策9 事業者との連携

(1) 趣旨

行政、警察、県民、事業者が一体となって、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進していくためには、県民生活に密接なつながりを持つ事業者が、防犯に配慮した対策を自ら推進するとともに、地域社会の一員として防犯に係る取組へ参画することが求められています。

県は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会等を通じて、事業者との積極的な連携を図ります。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
9 事業者との連携	1) 防犯に配慮した事業活動の促進	①県・地域レベルの推進組織における連携
		②事業者に対する情報提供
		③防犯に配慮した製品普及のための啓発
	2) 事業所等における防犯対策の強化	①事業者への意識啓発
		②防犯に配慮した施設の整備や従業員等への教育の促進
	3) 防犯に係る人財の育成	①防犯責任者の設置促進
②防犯責任者等のリーダーの育成		

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容
1) 防犯に配慮した事業活動の促進	<p>①県・地域レベルの推進組織における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の安全・安心まちづくりに対する理解と協力が得られるよう、県レベル及び地域レベルの推進体制を通じ、連携強化を図ります。 <p>②事業者に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における防犯性を高めるため、事業者が防犯責任者を設置するなど、自主的な取組が促進されるよう、防犯対策や犯罪の発生状況等について、積極的に情報提供するとともに、意識の高揚を図ります。 <p>③防犯に配慮した製品普及のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯に配慮した自動車、自転車、自動販売機、住宅設備等が普及するよう、当該事業者と連携して県民に広報活動を行います。
2) 事業所等における防犯対策の強化	<p>①事業者への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等を通じ、従業員に消費者被害の未然防止等に向けた情報を提供する「消費生活情報ネットワーク」の構築に向け、県内の事業所等に参加を働きかけます。 ・事業所における防犯性を確保するため、防犯責任者の設置など具体的な防犯対策上の措置が講じられるよう、種々の機会を通じ、意識啓発を図ります。 <p>②防犯に配慮した施設の整備や従業員等への教育の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活情報ネットワーク参加の事業所等に対し、従業員向けの消費生活情報紙を毎月送付するなど、事業所等における消費者教育を推進します。 ・県民が一丸となって安全で安心なまちづくりを推進していくために、県民生活に密接なつながりを持つ事業者が自ら防犯に配慮した施設の整備や従業員の教育など、事業所や事業活動における防犯対策を推進するよう働きかけます。
3) 防犯に係る人財の育成	<p>①防犯責任者の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する防犯責任者の配置を働きかけます。 <p>②防犯責任者等のリーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策の中心となる防犯責任者等に対する情報提供等により資質の向上を図ります。

- 1 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例
- 2 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例に基づく防犯指針
 - (1) 学校等における児童等の安全の確保に関する指針
 - (2) 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針
 - (3) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
 - (4) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- 3 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
- 4 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱
- 5 青森県安全・安心まちづくり推進本部設置要綱



青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第1節 県民等の自主的な活動の促進（第9条）

第2節 児童等の安全の確保等（第10条－第14条）

第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（第15条－第19条）

第4節 防犯責任者の設置（第20条）

第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進（第21条－第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

1 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自

らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。

2 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

3 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第7条 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。

（推進計画）

第8条 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
- 二 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
- 三 その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第1節 県民等の自主的な活動の促進

第9条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動及び相互に連携した活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、安全・安心まちづくりに関する活動を行う団体及びその指導者の育成に努めるものとする。

第2節 児童等の安全の確保等**（学校等における児童等の安全の確保）**

第10条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校の高等課程をいう。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 知事、教育委員会及び公安委員会は、第1項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前項の規定は、第1項の指針の変更について準用する。

（平19条例66・一部改正）

（通学路等における児童等の安全の確保）

第11条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

（児童等の安全に関する教育及び学習の振興）

第12条 県は、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育及び学習の振興に努めるものとする。

（高齢者等の安全の確保）

第13条 県は、県民等が連携して取り組む地域における高齢者その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全を確保するための活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

（観光旅行者の安全の確保）

第14条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

（犯罪の防止に配慮した住宅）

第15条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

（犯罪の防止に配慮した道路等）

第16条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

（犯罪の防止に配慮した店舗）

第17条 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。）において小売業を営む者で知事が定めるものは、これらの店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 警察署長は、その管轄区域において、前項の店舗を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講じなければならない。

（盗難の防止に配慮した自動車等の普及）

第18条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに自動車等に係る盗難を防止するための装置の普及に努めなければならない。

2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、自動車等に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

（盗難の防止に配慮した自動販売機の普及）

第19条 自動販売機の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動販売機の普及に努めなければならない。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、自動販売機に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第4節 防犯責任者の設置

第20条 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

（安全・安心まちづくり旬間）

- 第21条 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。
- 2 安全・安心まちづくり旬間は、4月21日から同月30日まで及び10月11日から同月20日までとする。
 - 3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（啓発）

第22条 県は、前条に定めるもののほか、県民及び事業者の安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

（市町村への支援）

第23条 県は、市町村が安全・安心まちづくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第24条 県は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第7条第1項」とあるのは、「第7条」とする。

附 則（平成19年条例第66号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成19年12月26日）

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第10条第1項の規定に基づき、学校及び児童福祉施設（以下「学校等（注1）」という。）における児童等（注2）の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者又は管理者等（注3）に対し、児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、管理体制の整備状況等を踏まえ、また、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 学校安全に関する校内体制の組織的整備

児童等の安全の確保を第一に、組織的な対応を図るとともに、児童等の保護者、地域住民、その所在地を管轄する警察署、その他の関係機関・団体の協力を得て、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 緊急事態における対応を内容とする学校独自の危機管理マニュアルの策定
- (2) 地域学校安全委員会（注4）の設置や学校安全ボランティア（注5）による体制づくり
- (3) 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施
- (4) 定期的な安全体制・設備等の点検の実施

2 不審者の侵入防止対策の充実・強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防ぎ、児童等への危害等を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入り口の限定（解放部分と非解放部分とを明確に分けること）
- (2) 施錠等による適切な管理
- (3) 学校内及び学校周辺の見回り
- (4) 来校者用の入り口の設定及び受付（事務室等）の明示
- (5) 受付での来校者のチェック等の徹底
- (6) 来校者に対するあいさつ・声かけの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐ防犯設備の設置

3 保護者、地域住民及び関係機関・団体との連携・協力

児童等の安全を確保するため、保護者、地域住民及び関係機関・団体とネットワークづくりを構築し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内や周辺における登下校時のパトロールや見守り活動などの協体制の整備
- (2) 不審者を発見した場合の学校等への通報
- (3) 近隣の学校等を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立
- (4) 不審者情報等があった場合、注意喚起するための文書を配布する等の周知方法の確立
- (5) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等との連携・協力

4 緊急時における体制整備

学校等の近隣において不審者情報等があった場合及び学校等への不審者侵入等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携して、次のような体制の整備等に努めるものとする。

- (1) 学校等の近隣において不審者情報等があった場合の警察署へのパトロールの要請、保護者へ

の連絡、登下校の方法の決定等

- (2) 学校等への不審者侵入等緊急時における警察署及び管轄教育委員会への通報、児童等の避難誘導、不審者への対応等の教職員等の役割分担の明確化
- (3) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備
- (4) 医療機関等との連携によるカウンセリングや心のケアの支援体制の整備
- (5) 関係機関の協力・連携による防犯訓練や応急手当等を内容とした訓練の実施

5 児童等に対する安全教育

児童等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、また、自ら危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全について適切な意思決定・行動選択ができるよう、学校等の活動や行事等を通して、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入等緊急時における対処方法等を内容とした防犯教室・防犯訓練の実施
- (2) 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報や保護者、学校等への速やかな連絡の仕

方、また、大声を出す、逃げる等のとっさの行動の仕方について指導していくこと。

- (3) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等の緊急の避難場所の所在地や表示、役割等の指導や危険箇所等の周知
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体となって取り組む地域安全マップの作成
- (5) 防犯ブザー、防犯笛の使用法の指導

6 設備・機器の点検整備

安全管理徹底の観点から、次のような設備・機器の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 通用門、フェンス（囲障）、外灯、校舎の窓、出入口、鍵等
- (2) 死角の原因となる立木等の障害物の有無
- (3) 警報装置（警報ベル、警報ブザー等）や防犯監視システム（防犯カメラ、校内緊急通話システム等）

附 則

平成19年4月3日施行

附 則

令和6年4月1日一部改定

(注1)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
- (2) 「学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程」
看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
 に対して、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程

(3) 「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

(注2)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児（満1歳未満）
- (2) 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (3) 児童（小学生）
- (4) 生徒（中学生と高校生）
- (5) 高等専門学校の学生

(注3)「設置者又は管理者等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 公立学校の場合、設置者は国又は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長
- (2) 私立学校の場合、設置者及び管理者は学校法人等
- (3) 公立の児童福祉施設の場合、設置者は地方公共団体、管理者は園長、院長、施設長等
- (4) 私立の児童福祉施設の場合、設置者は社会福祉法人等、管理者は園長、院長、施設長等

(注4)「地域学校安全委員会」とは、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織をいう。

(注5)「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回などをするボランティア組織をいう。

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第11条第1項の規定に基づき、通学、通園等の用に供される道路及び児童等(注1)が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等（注2）」という。）における児童等の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注3）を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対し、通学路等における児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民の意見等を踏まえ、学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策等

1 通学路の設定

通学路の設定に当たっては、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、登下校の通学路として利用を徹底させるものとする。

2 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するた

め、次のような環境の整備に努めるものとする。

- (1) 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道との分離
- (2) 道路において、死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- (3) 公園や広場において、死角をつくらない遊具等の配置等による周囲からの見通しの確保
- (4) 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- (5) 通学路等の周辺に「子ども・女性110番の家」等の緊急避難場所の設置
- (6) 防犯灯等による夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）の確保
- (7) 地下道をはじめとする子どもに対する犯罪発生危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置

3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携

学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれら情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備
- (2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立
- (3) 通学路等における危険箇所の把握等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施
- (4) 通学路等における危険箇所や緊急時に避難できる「子ども・女性110番の家」等児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

4 安全教育の充実

児童等が、通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを回避できる能力を育成するため、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。

附 則

平成19年4月3日施行

附 則

令和6年4月1日一部改定

(注1)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児（満1歳未満）
- (2) 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (3) 児童（小学生）
- (4) 生徒（中学生と高校生）
- (5) 高等専門学校の学生

(注2)「通学路等」とは、学校への通学のほか、児童福祉施設への通所のように、時間帯やコースが特定できる場合をもいう。

(注3)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園

- (2) 「学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程」

看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- に対して、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程

- (3) 「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね3ルクス以上をいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第15条第1項の規定に基づき、一戸建て住宅及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築又は改修される住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者に対し、防犯性の高い住宅を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
 - ① 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
 - ② 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
 - ③ 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
 - ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」
 という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い住宅に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

1 一戸建て住宅

(1) 玄関

ア 配置

道路及びこれに準ずる通路からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト（注2）を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

イ 玄関扉の構造

(ア) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート（注3）等を設置する。

(イ) 玄関扉に明かり取り部、郵便受け等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回し（注4）が困難な構造とする。

(ウ) 玄関扉を引き戸にする場合は、ねじ締め破りを防止するため、引き戸の隙間を覆う部材を使用する。

ウ 玄関扉の錠

(ア) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造（注5）とするため、彫込箱錠（注6）等の耐破壊性能を有し、かつピッキング（注7）が困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(イ) カム送り解錠（注8）を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラー（注9）と扉との隙間をなくしたものが有効である。

(ウ) サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角

度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

- (ロ) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注10）や錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

エ インターホン

外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、その場合、玄関子機にTVカメラが装備され、内部のTVモニターで来訪者を確認、録画できるTV付きインターホンが有効である。

(2) 勝手口

ア 配置

道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、勝手口付近にセンサーライトや門扉を設置するなど、勝手口への接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 扉の構造

(ア) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート等を設置する。

(イ) 勝手口扉に明かり取り部等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回しが困難な構造とする。

ウ 扉の錠

破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(3) 風除室

玄関等に風除室を設置する場合は、透明なガラスを使用し、内外を相互に見通せる構造とするとともに、風除室の扉を施錠可能なものとする。

(4) 居室の窓

ア 配置

(ア) 居間や台所等の窓は、道路又は近隣の住

宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、寝室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しを確保する。

(イ) 周囲からの見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するほか、通路に玉砂利を敷いたり、当該窓付近にセンサーライトを設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 防犯性能の高い雨戸又は窓シャッター等の設置

(ア) 雨戸は、雨戸本体と雨戸枠が一体となったもの、雨戸枠の上下2箇所に外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(イ) 窓シャッターは、シャッター部の板であるスラットと座板部（注11）の2箇所に外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(ウ) 面格子を設置する場合は、防犯性能の高いものを設置する。

ウ 施錠装置等の設置

錠付きクレセント（注12）、止め金具等を設置し、施錠装置等を補完する設備として、異常を感知する防犯センサーを設置することも有効である。

エ 破壊が困難なガラス（注13）の使用

破壊が困難な合わせガラス又は合わせ複合ガラス等を使用することが有効であり、ガラス破りの簡易対策としては、クレセント周辺に防護・強化フィルムを貼る。

(5) 居室以外の窓

ア 配置

便所、浴室等の窓は、プライバシーの確保上支障のない範囲において、道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 防犯性能の高い面格子の設置

侵入が容易な位置にある窓は、防犯性能の高い面格子等を設置し、面格子の設置が困難な場合は、施錠装置の設置や破壊が困難なガラスを使用するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

(6) バルコニー

ア 配置

塀、縦樋等の屋外付帯設備、駐車場の屋根等の屋外付帯施設、隣接建物等から離れた位置に設置する。

イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

(7) 塀、柵又は垣等

ア 周囲からの見通しを確保するとともに、居室の窓やバルコニー等への侵入の足場とならないようにする。

イ 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

ウ 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

エ 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

オ 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

カ 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

(8) 屋外照明

夜間における住宅への侵入等を抑制するため、玄関及び玄関以外の出入口、門、駐車場、庭等に屋外照明を設置する。また、建物の死角となる部分には、威嚇のためのセンサーライト等を設置する。

(9) 屋外付帯設備等

ア 屋外付帯設備の位置

冷暖房の室外機や縦樋等の屋外付帯設備は、居室の窓、バルコニー等への侵入の足場とならない位置関係にする。

イ 雪捨て場等とする堆雪空間等の位置

(ア) 堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

(イ) 庇や駐車場、物置等の屋外付帯施設の屋根及び庭木の高木等は、居室の窓、バルコニー等への堆雪時等における侵入の足場とならない位置関係にする。

2 共同住宅

(1) 共用出入口

ア 見通しの確保

(ア) 道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 共用出入口に扉を設置する場合は、防災上支障のない範囲において、扉の内外を相互に見通せる構造とする。

(ウ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、オートロックシステム（注14）の導入が有効である。この場合、居住者以外の侵入を制御する区域を明確にし、当該区域の出入口には自動施錠機能付きの扉を設置する。

イ 照明設備

(ア) 共用玄関付近の内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度（注15）、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 共用玄関以外の共用出入口付近においては、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルク

ス以上の平均水平面照度を確保する。

- (ウ) 郵便受箱は、施錠設備を装備したもの又は居住者等が南京錠を取り付けることが可能なものとする。共用玄関にオートロックシステムを導入する場合は、壁貫通型等とする。

(2) エレベーター

ア 連絡及び警報装置等

- (ア) 犯罪発生等の非常時に、かご内から外部に連絡又は吹鳴することができる装置を設置する。
- (イ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、防犯カメラの設置が有効である。この場合、かごの上又は管理人室等に記録装置を設置する。
- (ウ) かご内には、防犯カメラの他に鏡を設置する。

イ 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

ウ エレベーターホール

共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上死角を生じる場合は防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エ 照明設備

- (ア) エレベーターのかご内及び共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- (イ) その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(3) 共用階段・共用廊下等

ア 屋外の共用階段

- (ア) 手摺りや柵等の構造、材質等を工夫し

て、外部からの見通しを確保する。

- (イ) バルコニーや庇等から侵入しにくい位置に配置することとし、バルコニー等に近接する場合は、手摺り等の上に面格子を設置するなどの措置を講じる。

イ 屋内の共用階段

- (ア) 共用廊下、エレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。
- (イ) 各階において、階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。

ウ 共用廊下

- (ア) 共用階段やエレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。
- (イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

エ 照明設備

人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

オ 屋上

- (ア) 屋上に通じる共用階段の出入口等に扉を設置し、当該扉は、内外を見通せる構造とするとともに、錠の設置又は施錠可能なものとする。
- (イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

(4) 駐車場・自転車駐輪場等

ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

イ 照明設備

- (ア) 人の行動を視認できるように、床面に

いて概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 屋内の場合は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 自転車・オートバイの盗難防止措置

駐輪場は、チェーン用バーラック（注16）、サイクルラック（注17）等を設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

(5) 通路・広場・緑地等

ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、周辺住民に開放する場合は、動線が集中する道路又は通路沿いに広場、児童遊園等を設置する。

イ 照明設備

人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ ゴミ置場

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画する。

エ 塀、柵又は垣等

(ア) 周囲からの見通しを確保するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないようにする。

(イ) 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

(ウ) 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

(エ) 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

(オ) 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

(カ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

オ 雪捨て場等とする堆雪空間の位置

堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

(6) 住戸の玄関

ア 玄関扉の材質・構造

材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の間からかんぬきが見えない構造のもの又はガードプレート等を設置する。

イ 玄関扉の錠

(ア) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(イ) カム送り解錠を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラーと扉との隙間をなくしたものが有効である。

(ウ) サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

ウ ドアスコープ・ドアチェーン

(ア) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープや錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

(イ) ドアチェーン及びドアガード（注18）の材質は、破壊が困難なものとする。

エ インターホン

(ア) 外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、管理人室がある場合、住戸内と管理人室との間で通話可能な機能等を有するものが有効である。

(イ) オートロックシステムを導入する場合は、住戸内と共用玄関外側との間で通話可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。

(7) 住戸の窓

ア 共用廊下に面する住戸の窓

共用廊下に面する侵入のおそれがある窓、接地階の住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓等は、破壊及び取り外しが困難な材質・構造の面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

イ バルコニーに面する住戸の窓

侵入のおそれがある窓は、避難計画上支障のない範囲において、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

(8) バルコニー

ア 配置

縦樋、共用階段・共用廊下、隣接建物の共用階段等から離れた位置に設置することとし、やむを得ずこれらに近接し、外部から侵入のおそれがある場合は、避難計画上支障のない範囲において、面格子等を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

ウ 接地階のバルコニー

住戸のプライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

(9) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参照するとともに、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。

イ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

ウ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能

するため必要となる照度を確保したものとす

第3 犯罪の防止に配慮した共同住宅の管理に関する事項

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等の物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽については、周囲から見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、茂りすぎによる死角となる箇所の発生を防ぐ。

(4) 屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置された機器等は、侵入の足場とならないように適切な場所に配置する。

(5) 照明設備の点検整備

照明設備について、適正な照度を確保しているかを定期的に点検・整備する。

(6) 可燃物等の除去

段ボール紙等の燃えやすいものをゴミ置き場や敷地内に放置したままにしない。

2 居住者等による自主防犯体制の確立等

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。

(2) 管轄警察署との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署との連携に努める。

附 則

平成19年4月3日施行

附 則

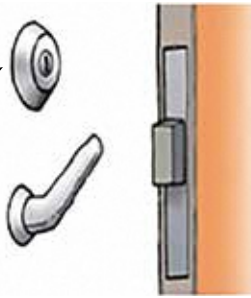

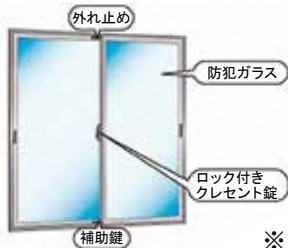

令和6年4月1日一部改定

- (注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2)「センサーライト」とは、夜間において人の動き等を感じて点灯するライトをいう。
- (注3)「ガードプレート」とは、錠のかんぬき（デッドボルト）部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。
- (注4)「サムターン」とは、扉内側（室内側）の解錠操作をするためのつまみをいい、「サムターン回し」とは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。
- (注5)「破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された錠、シリンダー及びサムターンをいう。
- (注6)「彫込箱錠」とは、錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプで、ノブと鍵穴が別々になっており、外側からは鍵、内側からはサムターンを回して施解錠するものをいう。
- (注7)「ピッキング」とは、錠前のシリンダー（鍵穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。
- (注8)「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてかんぬき（デッドボルト）を作動させ解錠する侵入手口をいう。
- (注9)「シリンダーカラー」とは、鍵穴の周りのリング状の部品をいう。
- (注10)「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から来訪客を確認でき、外部を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。
- (注11)「スラット」とは、シャッターカーテンを構成する鋼製の部材をいう。「座板部」とは、スラットの最下部に取付けられる部材をいう。
- (注12)「錠付きクレセント」とは、本来、サッシの密閉装置である施錠装置のないクレセントに、施錠機能を持たせたものをいう。
- (注13)「破壊が困難なガラス」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスをいう。
- (注14)「オートロックシステム」とは、集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、集合玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいい、「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。
- (注15)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。
- (1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。
 - (2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。
 - (3) 3ルクス以上の平均水平面照度とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。
- (注16)「チェーン用パーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。
- (注17)「サイクルラック」とは、チェーン用パーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。
- (注18)「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

【参考資料】用具の説明

項 目	内 容	説 明 図
(注3) ガードプレート	<ul style="list-style-type: none"> 錠のかんぬき（デッドボルト）部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。 	 <p>かんぬき（デッドボルト） ガードプレート</p>
(注4) サムターン回し	<ul style="list-style-type: none"> サムターンとは、鍵扉内側（室内側）の解錠操作をするつまみをいう。 サムターン回しとは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。 	 <p>(サムターン)</p>
(注6) 彫込箱錠	<ul style="list-style-type: none"> 錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプで、ノブと鍵穴が別々になっており、外側からは鍵、内側からはサムターンを回して施解錠するものをいう。 	<p>(彫込箱錠の例)</p>  <p>(円筒錠)</p>
(注7) ピッキング	<ul style="list-style-type: none"> 錠前のシリンダー（鍵穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。 	 <p>※</p>
(注8) カム送り解錠	<ul style="list-style-type: none"> 「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてかんぬき（デッドボルト）を作動させ解錠する侵入手口をいう。 	 <p>防犯サムターン 裏側 シリンダー デッドボルト（かんぬき） ストライク（受座） ドアの強度</p> <p>※</p>

※ 出典：「住まいる防犯110番」（警察庁）

項 目	内 容	説 明 図
<p>(注9) シリンダーカラー</p>	<p>・鍵穴の周りのリング状の部品をいう。</p> <p>(シリンダーカラー)</p>	 <p>※</p>
<p>(注11) 「スラット」と 「座板部」</p>	<p>・「スラット」とは、シャッターカーテンを構成する鋼製の部材をいう。</p> <p>・「座板部」とは、スラットの最下部に取付けられる部材をいう。</p> <p>(スラット)</p> <p>(座板部)</p>	
<p>(注12) 錠付きクレセント</p>	<p>・本来、サッシの密閉装置である施錠装置のないクレセントに、施錠機能を持たせたものをいう。</p>	 <p>※</p>
<p>(注18) 「ドアガード」</p>	<p>・「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。</p> <p>(注10) 「ドアスコープ」 扉を開けずに室内から来訪客を確認でき、外部を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。</p>	

※ 出典：「住みいる防犯110番」（警察庁）

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、防犯性の高い道路等を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
 - ① 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
 - ② 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
 - ③ 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
 - ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」
 という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い道路等に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

1 道路

(1) 見通しの確保

ア 路上における見通しの確保

路上における見通しを確保することは、防犯上有効であることから、道路構造物や道路付属物等の設計、道路占有物及び植栽の設置等に当たっては、周囲からの見通しを確保する。

イ 植栽に係る見通しの確保

ア) 植栽の樹種と配置

通行人や周辺住民等からの視線の高さを考慮して樹種を選定、配置するとともに、道路灯、防犯灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して周囲からの見通しや照明の確保を妨げないように適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

ウ 沿道施設等からの見通しと自然な視線の確保

ア) 道路に面した塀、柵、又は垣等

相互に見通しが確保されるような構造、高さにする。

イ) 住宅、店舗からの自然な視線の確保

住宅については、道路に対して居住者の自然な視線が確保されるように、道路に面した位置に居室の窓を配置する。店舗についても内外の見通しを確保する。

(2) 照明の確保

ア 路上における照明の確保

夜間等の時間帯による利用状況や光害（注2）に配慮しつつ、道路灯、街路灯、防犯灯

等を適切に組み合わせ、極端な明暗が生じないようにし、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度(注3)を連続して確保する。

イ 沿道施設による照明の確保

公園灯の設置状況等に応じ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の制御

ア 通学路等における接近の制御

犯罪企図者が歩行者に接近して犯行する路上犯罪については、交通安全の観点からも必要な範囲において、歩道や植栽、防護柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 通過交通の抑制による接近の制御

学校の周辺市街地や住宅地等における交通量や速度の抑制は、犯罪企図者の動きを限定し、接近や逃走を妨げる上で有効である。

(4) 地下道等

地下道等(注4)、構造上周囲からの見通しが確保できない道路においては、カーブミラーを設置するなど、見通しを補完する対策を講じることとし、危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

2 公園等

(1) 見通しの確保

ア 公園等に係る見通しの確保

(ア) 出入口等における見通しの確保
公園、児童遊園、広場等(以下「公園等」という。)の出入口及び公園等に付属する自動車駐車場、自転車駐輪場等は、周囲の道路又は住宅等からの見通しを確保する。

(イ) 主要な園路における見通しの確保

通学路や通勤路等に利用される主要な園路(以下「主要な園路」という。)は、そ

の位置や植栽等に配慮して見通しを確保する。当該園路の整備に当たっては、周辺環境や管理体制等を踏まえ、特定の園路に動線が集中するように配置する。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

(ウ) 児童の遊び場における見通しの確保

児童の遊び場は、その位置や植栽等に配慮し、周囲の道路、主要な園路又は住宅等からの見通しを確保する。遊具の整備に当たっては、できる限り死角の原因とならないように配置する。

イ 植栽に係る見通しの確保

(ア) 植栽の樹種と配置

繁茂により死角が生じないよう高木と低木をバランス良く配置して、視線の高さにおける見通しを確保するとともに、公園灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

(イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して主要な園路、児童の遊び場等の周辺における見通しや照明の確保を妨げないよう適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

(2) 照明の確保

ア 公園等における照明の確保

夜間等の時間帯による利用特性及び管理体制、周辺状況等を踏まえつつ、公園灯を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確保する。

イ 公園等の周囲の道路における照明の確保

光害に配慮しつつ、道路灯、公園灯、防犯灯等を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の制御

ア 公園内への接近の制御

公園等は、周囲に対して開放的にすることが基本であるが、公園の特性や規模、周辺状況等から、夜間等の時間帯において管理上利用を制限する必要がある場合は、植栽や柵、門扉等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 周囲の住宅等への接近の制御

公園等の周囲の住宅等においては、公園等から接近する可能性があることから、公園の利用特性や周辺状況等を踏まえつつ、敷地境界への植栽や柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

(4) 公衆便所

ア 位置

周囲の道路、公園の出入口、主要な園路等から近い場所等、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

イ 照明の確保

公衆便所の出入口付近及び内部は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 緊急通報装置の設置

危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

3 駐車場・駐輪場

(1) 屋外駐車場

ア 見通しの確保

(ア) 屋外に設置される駐車場（以下「屋外駐車場」という。）は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

(イ) 屋外駐車場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

イ 屋外照明の確保

屋外駐車場の照明は、夜間等の時間帯によ

る利用状況や光害に配慮しつつ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 犯罪企図者の接近の制御

立地条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、敷地周囲に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じる。

(2) 屋内駐車場

ア 車両の出入管理

屋内及び地下に設置される駐車場（以下「屋内駐車場」という。）の出入口は、管理人の配置又は自動ゲート管理システム等を設置するなど、車両の出入りを管理することが有効である。

イ 見通しの確保

構造上支障のない範囲において、駐車場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐車場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

ウ 照明の確保

屋内駐車場における駐車場の用に供する場所は、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

エ 緊急通報装置や防犯カメラ等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

(3) 駐輪場

ア 見通しの確保

(ア) 駐輪場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置

する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

- (イ) 駐輪場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。
- (ウ) 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲において、駐輪場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐輪場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

イ 犯罪企図者の接近の制御

- (ア) 駐輪場は、チェーン用バーラック(注5)、サイクルラック(注6)等を設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。
- (イ) 計画地の条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、駐輪場外周に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じるものとする。
- (ウ) 照明の確保
夜間等の時間帯による利用状況や光害に

配慮しつつ、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(エ) 緊急通報装置等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

4 その他

- (1) 地域住民との連携による整備・管理等
道路等の整備・管理等は、落書きやゴミの不法投棄への対応等も適切に行う。

(2) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参照するとともに、可能な限り以下の項目に配慮する。

- ア 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- イ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

附 則

平成19年4月3日施行

附 則

令和6年4月1日一部改定

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「光害」とは、不適切又は過剰な照明によって引き起こされる障害のことをいい、次のような例があげられる。

- (1) 農作物の成長に影響を及ぼす。
- (2) 信号等の視認性を低下させ、交通安全に支障を生じる。
- (3) 歩行者に不快感を与え、(極端な明暗により)防犯上の安全性を損なう。
- (4) 居住者の安眠やプライバシーに影響を与える。

(注3)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

- (1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。
- (2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。
- (3) 3ルクス以上の平均水平面照度とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。

(注4)「地下道等」とは、地下道の他ガード下等の人車が通行する道路をいう。

(注5)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。

(注6)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

青森県では、平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行するとともに、同条例に基づく「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、県、県民、事業者がそれぞれの責務の下に連携し、犯罪の未然防止に取り組んでいるところです。

推進計画では、「防犯に配慮した生活環境の整備」における具体的施策として「防犯カメラの設置拡充」に取り組んでいるところです。防犯カメラは、犯罪の未然防止や検挙に効果があることから、商業施設や金融機関、駐車場等での設置が進んでいますが、目的外に利用されるのではないかと不安を感じる方々もいます。

そこで、青森県では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しましたので、このガイドラインに沿って、防犯カメラの適正な設置・運用に努めてください。

2 対象となるカメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

※ 要件のすべてを満たさないカメラ（例えば、防犯目的でないカメラ、共同住宅の建物内を撮影するカメラ、録画装置を備えていないカメラ等）は、このガイドラインの対象にはなりません。人を撮影する場合は、プライバシーを侵害するおそれがあります。このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮した適正な運用が必要です。

(1) 設置目的

犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

※ 施設管理や混雑程度の把握、事故防止、防火・防災等を主たる目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは、このガイドラインの対象とします。

(2) 設置場所

不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ

※ 例として

- ・道路、公園、広場、駐車場、駐輪場
- ・商店街、繁華街
- ・空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
- ・金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、病院
- ・劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル、旅館
- ・寺院、神社

等に設置されたカメラをいいます。

※ 事業所の事務所内や工場の敷地内、マンション・アパート等共同住宅の建物内など、不特定かつ多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは、このガイドラインの対象とはなりません。

(3) 設置機器

画像を記録媒体（HDD、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置又は運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定めるとともに、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 撮影範囲、設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいというものではありません。

そこで、設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

3 設置の表示

設置者等は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。

※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、名称表示を省略することができます。

※ 複数の防犯カメラを設置する場合で、撮影される範囲が認識できるときは、必ずしも全てのカメラに表示をする必要はありません。例えば、金融機関の建物等に設置する場合は、出入口に表示することで足りることが多いと考えます。

※ 巻末に表示の参考例を掲載しています。

4 管理責任者、操作取扱者の指定

設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。

また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせることとします。

※ 管理責任者は、防犯カメラ設置店舗の店長や警備責任者等、防犯上必要な業務を適正に遂行できる者を指定します。

5 設置者等の責務

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守ることとします。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複製や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。

そこで、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体については、施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。

※ 例えば、設置施設の施錠や許可した者以外の立入禁止、記録媒体の施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の方法があります。

- (2) 保存した画像の不必要な複製や加工を行わないこと。
- (3) DVDやメモリーカード等の記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。
- (4) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（概ね1か月以内）とすること。ただし、業務の遂行又は犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができること。

※ 適正な保存期間の設定は、設置者の業態により異なりますが、長期間の保存は、より多くデータを持つことになり、外部への漏えいのおそれが増えるため、目安として概ね1か月以内という基準を示したものです。

- (5) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実にすること。
- (6) 記録媒体を処分するときは、破砕又は復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録すること。
- (7) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

- (1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを行わないこととします。

なお、第三者に画像を閲覧させ、又は提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととします。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会（刑事訴訟法）、裁判所からの文書送付や調査の囑託、文書提出命令（民事訴訟法）、弁護士会からの照会（弁護士法）に基づく場合等をいいます。

イ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために必要な情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等が想定されます。

ただし、閲覧後に画像を提供する場合は、上記アに基づく文書によることとします。

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないよう配慮し、プライバシーを侵害することがないように、細心の注意が求められます。

- (2) 画像を閲覧・提供する時は、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録することとし、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を確実にすることとします。

※ 巻末に画像提供記録書の参考例を掲載しています。

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって個人情報や大量に収集し、管理することになりますので、画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。なお、その職でなくなった後においても同様とします。

9 保守点検等

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、定期的に保守点検を行うこととします。

また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。

10 問い合わせ・苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、誠実、迅速に対応することとします。

なお、あらかじめ、問い合わせや苦情対応担当者を指定したり、対応要領を定めておくことも誠実、迅速な対応のために有用です。

11 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、情報漏えいの防止やプライバシー保護に配慮した適正な設置、運用を委託先に徹底することとします。

12 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

よって、設置者等、管理責任者及び操作責任者は、個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。

第3 運用要領の作成と適切な運用

設置者等又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めることとします。

※ 巻末に設置・運用要領の参考例を掲載しています。

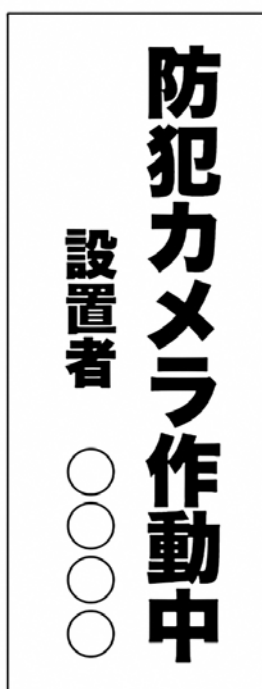
- (1) 設置目的
- (2) 設置場所、設置台数、撮影範囲、設置の表示
- (3) 管理責任者等の指定
- (4) 保管場所、保存期間等画像の管理
- (5) 画像の利用及び提供の制限
- (6) 保守点検
- (7) 問い合わせ、苦情等への対応

第4 おわりに

このガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図るため配慮していただきたい基本的事項をまとめたものです。

実際の設置・運用に当たっては、このガイドラインを参考にされるとともに、必要に応じ有識者等に意見を求めるなどして、それぞれの設置目的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定め、組織内等で周知を図り、適正な取扱いに努めてください。

【表示板の例】



【画像提供記録書の例】

提供日時	年 月 日 時 分		
提供先	名 称		
	職・氏名		
	連絡先		
画像内容		カメラ番号	
録画時間	～	(時間 分 秒)	
提供方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 記録媒体複写 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
提供理由			
身元確認			
その他			

取扱者氏名 _____

防犯カメラの設置・運用要領（参考例）

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、○○○（場所・施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、○○○（場所・施設）における犯罪防止及び事故防止のために設置する。

【※ 施設管理や防災など、その他の設置目的がある場合は列挙します。】

3 設置場所等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、○○○（場所・施設）に**台の防犯カメラを設置する。

【※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。（配置図省略）】

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

【※ 表示板には、設置者名を記載します。（別紙表示例参照）】

4 管理責任者等

(1) □□□（防犯カメラを設置又は運用する者、以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、△△△とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(4) 操作取扱者は、▽▽▽とする。（又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」）

【※ 管理責任者自らが防犯カメラを取扱う場合は、(3)と(4)は不要です。】

(5) 設置者等、管理責任者及び操作取扱者の責務は、次のとおりとする。

① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。

② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。

③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。

④ その他、防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、×××とする。記録

媒体は施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(2) 画像の不必要な複写等の禁止

保存した画像の不必要な複写や加工を行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、◇◇◇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

【※ 保存期間は、目安として概ね1か月以内という基準を示しています。】

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。

また、記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上で処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き、第三者に閲覧させたり、提供したりしない。

なお、第三者に画像を閲覧させ、又は提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために必要な情報提供を求められた場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に閲覧させたり、提供したりする場合

(2) 画像を閲覧させ、又は提供する場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、その日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。（別紙画像提供記録書参照）

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、◆か月ごとに保守点検を行う。

8 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情等を受けたときは、誠実にかつ迅速に対応する。

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号（以下「条例」という。））第7条の規定に基づき、県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者等が情報や意見の交換を行い、相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するため、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する情報や意見を交換し、相互の連携を強化すること。
- (2) 犯罪防止のための自主的な活動の推進に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりの広報及び普及に関すること。
- (4) その他安全・安心まちづくりの推進に関すること。

（組織等）

第3条 推進協議会は、別表に掲げる団体で構成し、会長を置く。

- 2 会長は、青森県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

（庶務）

第5条 推進協議会の庶務は、青森県環境生活部県民生活文化課及び青森県警察本部生活安全企画課において処理する。

（会長への委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

別表「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」構成団体

	区 分	団 体 名
1	教 育 団 体	一般社団法人青森県保育連合会
2		青森県国公立幼稚園・こども園長会
3		青森県小学校長会
4		青森県中学校長会
5		青森県高等学校長協会
6		公益社団法人青森県私学協会
7		青森県特別支援学校校長会
8		青森県PTA連合会
9		青森県高等学校PTA連合会
10	県 民 ・ 地 域 団 体	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
11		公益財団法人青森県老人クラブ連合会
12		青森県地域婦人団体連合会
13		青少年育成青森県民会議
14		一般社団法人青森県子ども会育成連合会
15		青森県民生委員児童委員協議会
16	青森県児童館連絡協議会	
17	事 業 者 団 体	公益社団法人青森県観光国際交流機構
18		青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
19		一般社団法人青森県建設業協会
20		一般社団法人青森県建築士会
21		日本ロックセキュリティ協同組合青森県支部
22		日本貸金業協会青森県支部
23		一般社団法人日本自動販売協会東北支部
24		青森県中小企業団体中央会
25		青森県商工会連合会
26		青森県商工会議所連合会
27		青森県農業協同組合中央会
28		一般社団法人青森県警備業協会
29	一般社団法人青森県タクシー協会	
30	防 犯 団 体	公益社団法人青森県防犯協会連合会
31		青森県少年警察ボランティア連絡協議会
32		青森県金融機関防犯協力会連合会
33		青森県深夜スーパー等防犯協力会
34		青森県自動車盗難等防止対策協議会
35		青森県自転車防犯協力会連合会
36		青森県遊技業防犯協力会
37		公益財団法人青森県消防協会
38	警 察 署 単 位 の 協 議 会	青森地区安全・安心まちづくり推進協議会
39		八戸市安全・安心まちづくり推進協議会
40		弘前地区安全・安心まちづくり推進協議会
41		五所川原地区安全・安心まちづくり推進協議会
42		黒石地区犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会
43		十和田地区安全・安心まちづくり推進協議会
44		三沢地区安全・安心まちづくり推進協議会
45		むつ地区安全・安心まちづくり推進協議会
46		野辺地地区安全安心まちづくり推進協議会
47		つがる市安全・安心まちづくり推進協議会
48		三戸地区犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会
49		鱸ヶ沢・深浦安全安心まちづくり推進協議会
50		七戸地区安全安心まちづくり推進協議会
51		青森南地区安全・安心まちづくり推進協議会
52		外ヶ浜地区「安全・安心まちづくり」推進協議会
53		五戸地区安全・安心まちづくり推進協議会
54		大間地区安全・安心まちづくり推進協議会
55	行 政	青森県
56		青森県教育委員会
57		青森県警察本部
58		青森県市長会
59		青森県町村会

青森県安全・安心まちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 犯罪や交通事故の少ない安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「青森県安全・安心まちづくり推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりに係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 安全で安心なまちづくりに係る施策に関連する事業を推進する関係行政機関・団体の調整に関すること。
- (3) その他安全で安心なまちづくりに係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長が必要と認めた場合は、本部員以外の者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって

組織する。

- 3 幹事長は警察本部長をもって充て、副幹事長は警察本部警務部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がこれを主宰する。
- 8 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキング・グループ)

第6条 第2条に掲げる事項について調査、研究するため、幹事会にワーキング・グループを置く。

- 2 ワーキング・グループの構成員は、幹事長が副幹事長及び幹事と協議し指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、警察本部生活安全企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

別表1（第3条関係）～推進本部員

総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
国スポ・障スポ局長
会計管理者
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表2（第5条関係）～幹事

行政経営課長	学校教育課長
税務課長	スポーツ健康課長
市町村課長	広報課長
企画調整課長	警務課長
県民生活文化課長	生活安全企画課長
青少年・男女共同参画課長	人身安全対策課長
環境政策課長	地域課長
健康福祉政策課長	通信指令課長
医療薬務課長	生活保安課長
保健衛生課長	サイバー犯罪対策課長
高齢福祉保険課長	刑事企画課長
こどもみらい課長	捜査第二課長
障害福祉課長	捜査支援分析課長
商工政策課長	交通企画課長
地域産業課長	交通規制課長
農林水産政策課長	交通指導課長
水産振興課長	警備第一課長
監理課長	警備第二課長
整備企画課長	外事課長
道路課長	
河川砂防課長	
港湾空港課長	
都市計画課長	
建築住宅課長	
防災危機管理課長	
原子力安全対策課長	
観光企画課長	
エネルギー開発振興課長	
総務企画課長	
会計管理課長	
東青地域県民局地域連携部長	
中南地域県民局地域連携部長	
三八地域県民局地域連携部長	
西北地域県民局地域連携部長	
上北地域県民局地域連携部長	
下北地域県民局地域連携部長	
経営企画室長	





犯罪のない安全・安心まちづくり
シンボルマーク

発行 青森県環境生活部 県民生活文化課

〒030-8570

青森市長島1丁目1-1

TEL 017-722-1111 (代表)

■青森県庁のホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/>

■青森県教育委員会のホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/main.html>

■青森県警察本部のホームページ

<https://www.police.pref.aomori.jp/>